

川俣町災害廃棄物処理計画

令和5年9月

川俣町

目 次

第1章 総則.....	1
第1節 計画策定の背景及び目的	1
第2節 計画の位置付け.....	1
第3節 計画の対象	2
第4節 各主体の役割	7
第5節 処理目標期間の設定.....	8
第6節 災害廃棄物処理の基本方針	8
第7節 発災後における災害廃棄物処理実行計画の策定.....	9
第8節 災害時に発生する廃棄物の処理の流れ.....	9
第2章 組織体制・情報共有	12
第1節 組織体制の確立.....	12
第2節 情報収集・連絡.....	14
第3節 関係機関との協力・連携.....	14
第4節 各種協定	16
第5節 受援体制の構築.....	19
第3章 一般廃棄物処理施設の被害状況の確認・報告と復旧.....	21
第4章 生活ごみ・避難所ごみの処理	23
第1節 生活ごみ・避難所ごみの発生	23
第2節 生活ごみ・避難所ごみの収集運搬・処理	23
第5章 仮設トイレ等・し尿の処理	26
第1節 し尿等の発生	26
第2節 仮設トイレ等の設置.....	26
第3節 し尿等の収集運搬・処理	27
第6章 災害廃棄物の処理.....	29
第1節 被災者や災害ボランティアへの周知・広報	29
第2節 災害廃棄物等の発生量の推計	30
第3節 片付けごみの回収.....	31
第4節 仮置場.....	32
第5節 処理・処分	42
第6節 適正処理が困難な廃棄物等への対応.....	46
第7節 損壊家屋等の撤去等	47
第8節 処理業務の進捗管理.....	49

第7章 教育訓練.....	50
第1節 職員への教育訓練.....	50
第2節 経験の継承.....	50
第8章 災害廃棄物対策の推進・計画の進捗管理.....	51

巻末資料

- 資料1 災害廃棄物等の発生量の推計方法
- 資料2 災害廃棄物の処理可能量の推計方法
- 資料3 一次仮置場の必要面積の算定方法
- 資料4 一次仮置場の設置・管理・運営に必要な資機材
- 資料5 災害廃棄物関係補助金

第 1 章 総則

第 1 節 計画策定の背景及び目的

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、膨大な災害廃棄物の発生に加え、津波による処理の困難性が加わり、廃棄物の処理や生活基盤の再建に多大な影響を及ぼした。また、令和元年 10 月に発生し、土砂の崩落や河川の氾濫により、本町にも甚大な被害をもたらした令和元年東日本台風をはじめとして、近年、自然災害が多発・激甚化しており、全国各地で大規模地震や集中豪雨により膨大な災害廃棄物が発生している状況であり、本町においても広い地域が強い揺れに襲われたり、浸水したりすることが予測されている。

このような災害で発生する災害廃棄物は、種々の廃棄物が混合した処理しづらい性状のものが一時に大量に発生すること、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあること、仮置場における火災発生のおそれが大いこと等とともに、感染症発生等の二次被害を防止する必要もある。生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止し、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理しなければならない。

福島県においても、大量の災害廃棄物を適切に処理することを目的として「福島県災害廃棄物処理計画」を令和 3 年 3 月に策定し、災害廃棄物対策に係る取組を推進している。

以上のことから本町では、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することを目的として、「川俣町災害廃棄物処理計画」（以下「本計画」という。）を策定した。

今後は、本計画をもとに災害廃棄物処理に係る関係機関との情報共有と教育・訓練を重ね、災害廃棄物処理の対応能力の向上を図る。

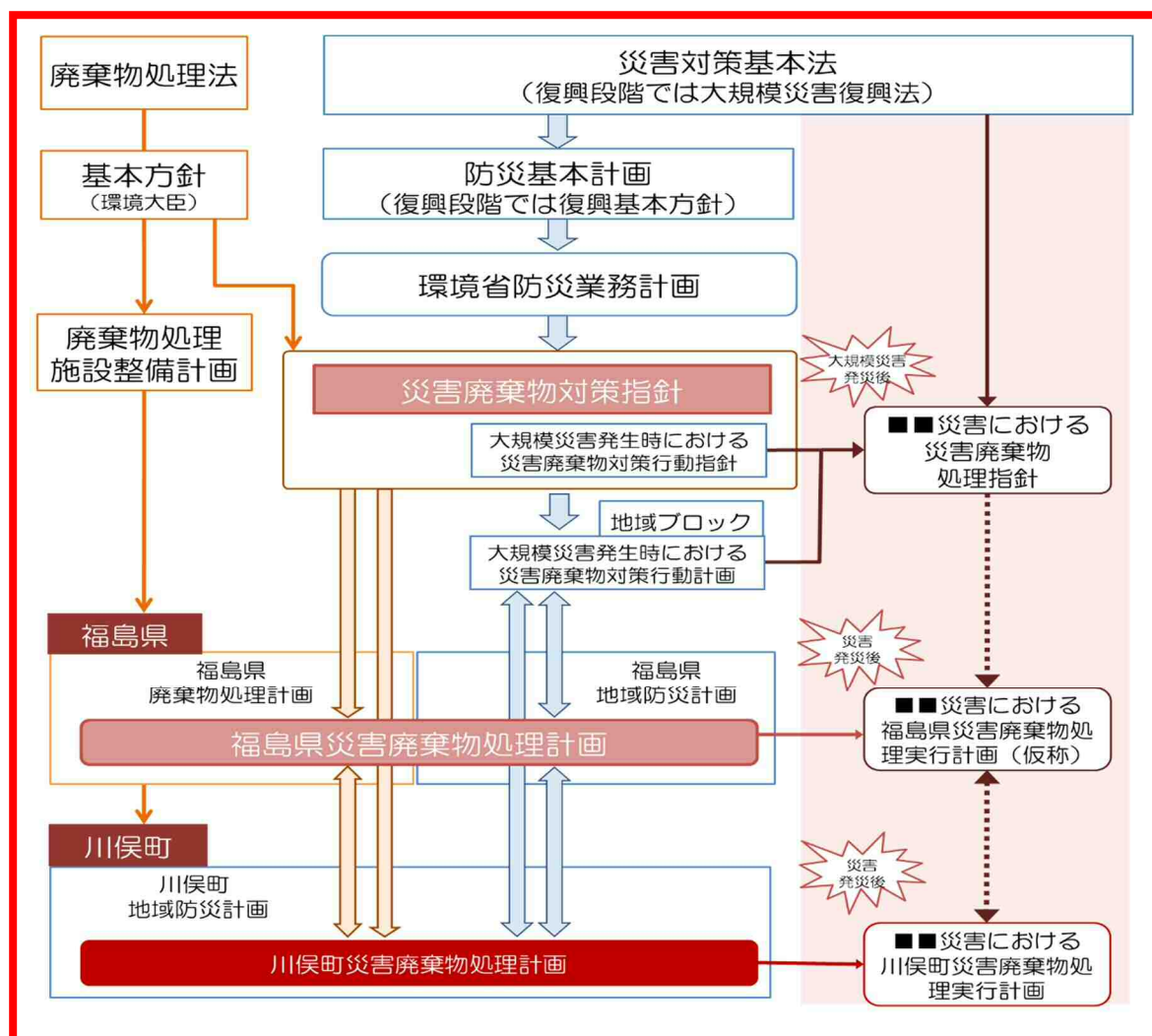
第 2 節 計画の位置付け

本計画の位置付けは、図表 1－1 に示すとおりである。

環境省では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部改正（平成 27 年 7 月 17 日公布）、廃棄物処理法の基本方針への災害廃棄物対策事項の追加等の制度的な対応を行い、さらに、東日本大震災等の近年発生した災害で得られた様々な経験や知見を踏まえ、平成 30 年 3 月には平成 26 年 3 月に策定した災害廃棄物対策指針を改定する等、地方公共団体における災害対応力強化のための取組を進めている。

本計画は「災害廃棄物対策指針」（平成 30 年 3 月、環境省）に基づき、「福島県災害廃棄物処理計画」（令和 3 年 3 月、福島県）、「川俣町地域防災計画」（令和 2 年 2 月、川俣町）等の関連計画と整合を図りつつ、災害廃棄物等の処理に関する基本的な考え方や処理方法等を示すものである。

図表1-1 本計画の位置付け



第3節 計画の対象

1 対象とする災害

本計画では、地震災害、風水害その他自然災害を対象とする。地震災害については地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する火災・爆発その他異常な現象により生ずる被害を対象とする。風水害については、竜巻等の風による被害の他、大雨、台風、雷雨等による多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れ等の被害を対象とする。

2 対象とする廃棄物

災害時には、通常生活で家庭から排出される生活ごみ及び事業活動に伴って排出される廃棄物の処理に加えて、避難所ごみや仮設トイレ等のし尿、災害廃棄物（片付けごみを含む）の処理が必要となる。本計画で対象とする廃棄物及びその性状は図表1-2～図表1-4に示しておりである。

ただし、事業系廃棄物は、廃棄物処理法第22条に基づく国庫補助の対象となった事業者の事業場で災害に伴い発生したものを除き、原則、事業者が処理を行うものとする。

図表1-2 本計画で対象とする廃棄物

災害時に発生する 廃棄物の種類		概要	本計画 の対象
一般 廃棄物	し尿	被災施設の仮設トイレからのし尿	○
		通常家庭のし尿	
	生活ごみ	被災した住民の排出する生活ごみ	○
		通常生活で排出される生活ごみ	
	避難所ごみ	避難施設で排出される生活ごみ	○
	災害廃棄物	損壊家屋等から排出される家財道具（片付けごみ）	○
		損壊家屋等の撤去等で発生する廃棄物（解体がれき）	○
	事業系 一般廃棄物	被災した事業場からの廃棄物 事業活動に伴う廃棄物（産業廃棄物を除く。）	○
産業廃棄物		廃棄物処理法第2条第4項に定める事業活動に伴って 生じた廃棄物	

※生活ごみ、避難所ごみ及びし尿（仮設トイレ等からの汲み取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水は除く）は本計画の対象であるが、災害等廃棄物処理事業費補助金の対象外であることに注意が必要である。

図表1-3 災害廃棄物の種類

名称	特徴等
可燃物/可燃系混合物	繊維類、紙、木くず・木材、プラスチック等が混在した可燃系の廃棄物。可燃物の腐敗・発酵が進むと内部の温度が上昇して火災発生の恐れがある。
木くず、木材	柱・梁・壁材であり、リサイクル先に搬出するためには、釘・金具等の除去が必要。火災防止措置を検討する必要がある。
畳・布団	被災家屋から搬出される畳・布団であり、被害を受け、使用できなくなったもの。破砕機で処理するのに時間を要する。腐敗が進行すると悪臭を発する。
不燃物/不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートやガラス、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂等）、屋根瓦などが混在し、概ね不燃系の廃棄物。
コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等。リサイクル先に搬出するためには、可燃物・鉄筋類の除去・破砕等が必要。
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等。スチール家具等が含まれる。
廃家電等（家電4品目や小型家電等）	被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）や小型家電等で、災害により被害を受け使用できなくなったもの。
腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される食品、食品工場等から発生する原料及び製品等。
有害廃棄物/危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA（クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類等の危険物等。
廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪車、原動機付自転車。被災車両は、原則所有者意思確認を要し、所有者に引き渡すまでの保管が主たる業務である。（所有者不明のものは、所有権が町に帰属してから処理事業者に引き渡す。）
その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレス等の地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、石膏ボード、塩ビ管等。

※上記は選別後の分類であり、災害時には上記のものが混合状態で発生する場合が多い。

図表 1－4 災害廃棄物の性状

種類	廃棄物の性状
地震	○ 片付けごみや損壊した家屋の撤去（必要に応じて解体）に伴う廃棄物が主となる。 ○ 比較的性状がきれいな廃棄物が排出される。 ○ 住民に対する広報や分別指導によって排出をコントロールできれば、比較的分別された状態で排出される。
水害	○ 含水率が高く、土砂分を含む廃棄物が排出される。 ○ 排出をコントロールできれば、比較的分別された状態で排出される。 ○ 水分を含んだ畳、動かなくなった家電や自動車等が排出される。
土砂災害	○ 含水率が高く、土砂分を含む廃棄物が排出される。 ○ 洪水によりなぎ倒された根っこが着いたままの樹木等が発生する。
竜巻	○ さまざまな種類の廃棄物がミンチ状に混ざった混合廃棄物が多く発生する。 ○ 倒木被害等による生木（抜根木も含む）の割合が多い。
大雪	○ 倒壊した農業用ハウス・果樹用ハウス等が排出される。 ○ その他、積雪によって倒壊した建物からの廃棄物の発生が想定される。（水分を多く含む可能性がある。）
大規模火災	○ 焼け焦げた廃棄物が排出される。 ○ 泥状にまみれた水分の多い廃棄物が排出される。

3 被害想定に基づく災害廃棄物の発生量

本町に甚大な被害をもたらすと想定される「福島盆地西縁断層帯を震源とする地震」（震度分布図は図表 1－5 を参照）に伴い発生する災害廃棄物の発生量を被害想定（出典：「福島県災害廃棄物処理計画」（令和 3 年 3 月、福島県））に基づき推計した結果は、図表 1－6 に示すとおりである。福島盆地西縁断層帯を震源とする地震では、最大で約 1.3 万 t にも上る災害廃棄物が発生すると推計される。本計画は、そのような膨大な量の災害廃棄物が発生する可能性のあることを前提に必要な対応を定めたものである。なお、水害については、地震と比較して被害地域が限定的であることから、本計画では地震災害時の発生量を最大とみなして対応を検討している。

第4節 各主体の役割

1 本町

災害廃棄物は一般廃棄物に位置付けられるものであり、その処理は、本町が主体となって処理を行う。本町及び伊達地方衛生処理組合並びに川俣方部衛生処理組合は、平時から災害時の対応について協議し、協力・連携体制を構築する。

本町が被災していない場合は、災害時支援協定等（図表2-6を参照）に基づき、被災市町村からの要請に応じて、人材及び資機材の応援を行う。

2 伊達地方衛生処理組合及び川俣方部衛生処理組合

伊達地方衛生処理組合及び川俣方部衛生処理組合は、ごみ焼却施設、ペットボトル・びん類処理資源化施設、廃プラスチック処理資源化施設及び粗大ごみ処理施設並びにし尿処理施設で災害廃棄物等を適正かつ円滑・迅速に処理を実施する。

また、伊達地方衛生処理組合及び川俣方部衛生処理組合は、災害廃棄物の分別、収集・運搬、中間処理に係る指揮または助言を行い、本町を含む構成市町村と連携して災害廃棄物を処理する。

3 福島県

福島県は、処理主体である本町が適正に災害廃棄物の処理を行えるよう、被害状況や対応状況を踏まえた技術的支援や各種調整を行う。

また、災害により甚大な被害を受けて本町の廃棄物所管課の執行体制が喪失した場合等、地方自治法（昭和22年、法律第67号）第252条の14の規定に基づき、本町が福島県へ事務の委託を行った場合には、本町に代わって、福島県が直接、災害廃棄物の処理の一部を担うことがある。

4 事業者

事業者は、事業場から排出される廃棄物の適正処理と円滑かつ迅速な処理に努める。福島県と災害時の協力協定を締結している関係機関・関係団体は、福島県の要請に応じて速やかに支援等に協力する等、その知見及び能力を活かした役割を果たすよう努める。また、危険物、有害物質等を含む廃棄物その他の適正処理が困難な廃棄物を排出する可能性のある事業者は、これらの適正処理に主体的に努める。

5 町民・災害ボランティア

本町が災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することができるよう、町民及び災害ボランティアは片付けごみ等の災害廃棄物の排出段階での分別の徹底等、一定の役割を果たすよう努める。また災害ボランティアは、本町と連携して被災家屋の後片付け等の被災者支援を行う。

第5節 処理目標期間の設定

1 生活ごみ・避難所ごみ・し尿

災害時は、まず生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬・処理を優先する。発災後、廃棄物処理体制に係る支障を確認し、支障がある場合はそれを除去し、速やかに生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集・処理を再開する。

2 災害廃棄物

早期の復旧・復興に向け、災害廃棄物の処理は可能な限り早期の完了を目指す。

腐敗性の廃棄物は初動期において最優先で処理する。

木材・木くず、金属くず、コンクリートがら、廃家電、廃自動車は、仮置場の空きスペースを確保するためにも早急に処理先や復興事業先へ搬出して処理する。

処理目標期間は、災害の規模や災害廃棄物の発生量に応じて適切に設定するが、大規模災害においても3年以内の処理完了を目指す。なお、処理期間について国の指針が示された場合は、その期間との整合性を図り設定する。

第6節 災害廃棄物処理の基本方針

災害時においても、できる限り平時に近い状態で廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理し、公衆衛生と環境保全を確保するため、次の災害廃棄物処理の基本方針を踏まえ、具体的な取組を進めていく。災害が発生した場合は、この基本方針に基づき、その災害の規模や特徴等を踏まえ、速やかに具体的な処理方針を定める。

図表1-7 災害廃棄物処理の基本方針

1 適切かつ迅速な処理	市民の生活再建の早期実現を図るため、時々刻々変化する状況に対応しながら、迅速な処理を行う。本町は、処理期間を定め、広域での処理が必要な場合は、県と協力して周辺や広域での処理を進める。
2 リサイクルの推進	徹底した分別・選別により可能な限り再生利用を推進し、埋立処分量の削減を図る。再資源化したものは復興資材として有効活用する。
3 環境に配慮した処理	災害時においても周辺環境に配慮し、適正処理を推進する。
4 衛生的な処理	生活ごみや避難所ごみ、し尿の処理を最優先とする。災害廃棄物については、有害性や腐敗性を踏まえ、処理の優先度の高いものから迅速に撤去及び処理を進める。
5 安全作業の確保	住宅地での撤去等や仮置場での搬入、搬出作業において周辺住民や処理従事者の安全を確保する。
6 経済性に配慮した処理	公費を用いて処理を行う以上、最小の費用で最大の効果が見込める処理方法を選択する。

7 関係機関・関係団体や町民、事業者、災害ボランティアとの協力・連携	早期の復旧・復興を図るため、国、県、他市町村、一部事務組合、関連機関・関係団体等と協力・連携して処理を推進する。また、町民や事業者、災害ボランティアにさまざまな情報を提供し、理解と協力を得て処理を推進する。
------------------------------------	---

第7節 発災後における災害廃棄物処理実行計画の策定

発災後は、被害状況を踏まえて、必要に応じて災害廃棄物処理実行計画を策定する。災害廃棄物処理実行計画は、関係者と情報を共有しながら処理の全体像を整理して策定する。災害廃棄物処理実行計画には、処理方針、発生量、処理体制、処理スケジュール、処理方法、処理フロー等を具体的に示す。

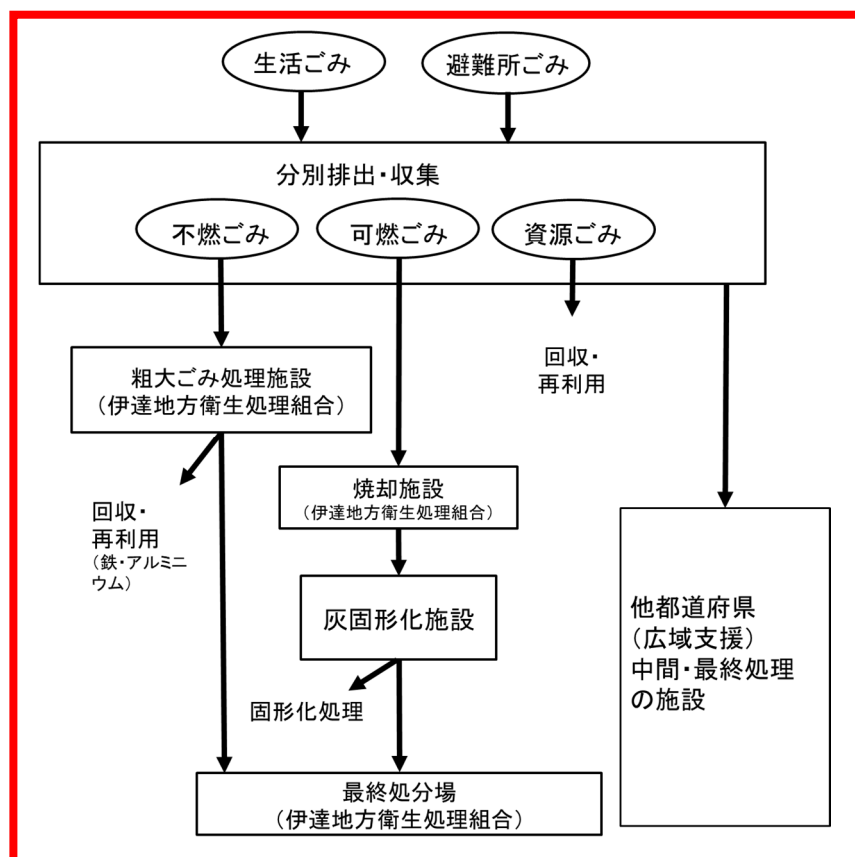
災害廃棄物処理実行計画は、処理の進捗等の状況に応じて見直し、改定していくものとする。なお、災害廃棄物処理実行計画は、処理業務の発注や補助金事務に係る資料として用いることができる。

第8節 災害時に発生する廃棄物の処理の流れ

1 生活ごみ・避難所ごみの処理の流れ

被災地域における生活ごみ及び避難所ごみを平時と同様の区分で収集し、処理施設へ搬入して処理する。焼却施設や不燃ごみ処理施設等から生じる焼却残さや不燃残さ等を最終処分する。

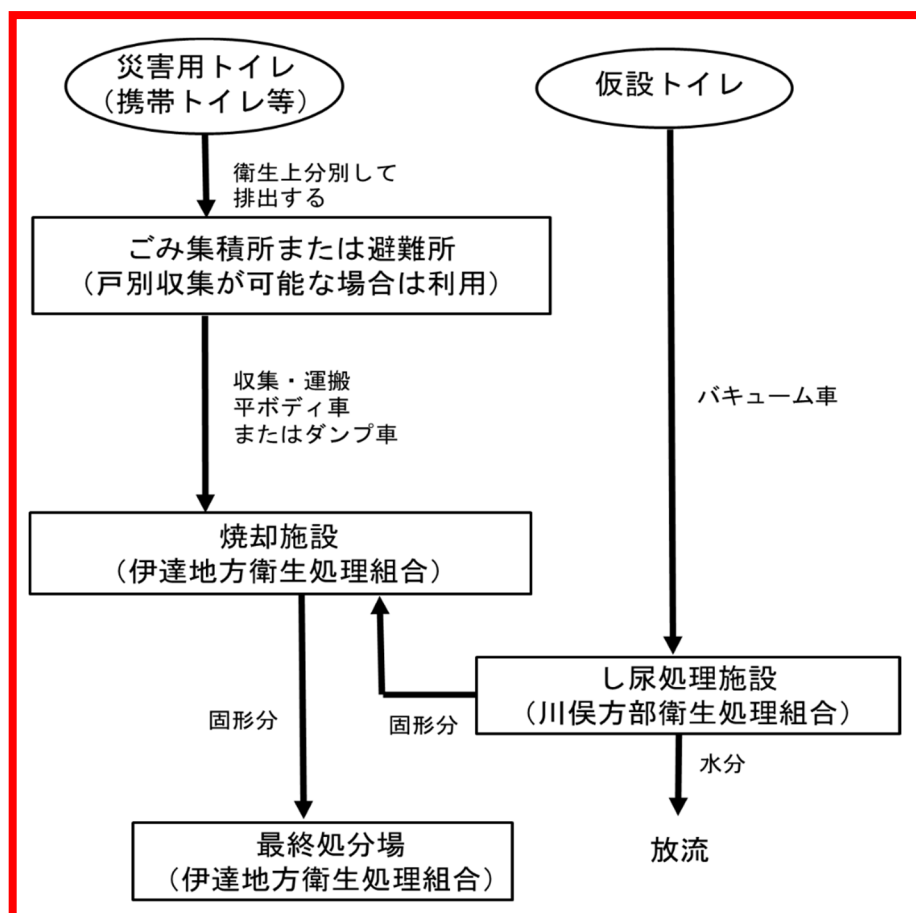
図表1-8 生活ごみ・避難所ごみの処理の流れ



2 し尿処理の流れ

汲み取りし尿は、し尿処理施設へ運搬して処理する。携帯トイレ等は焼却施設へ搬入して焼却処理する。

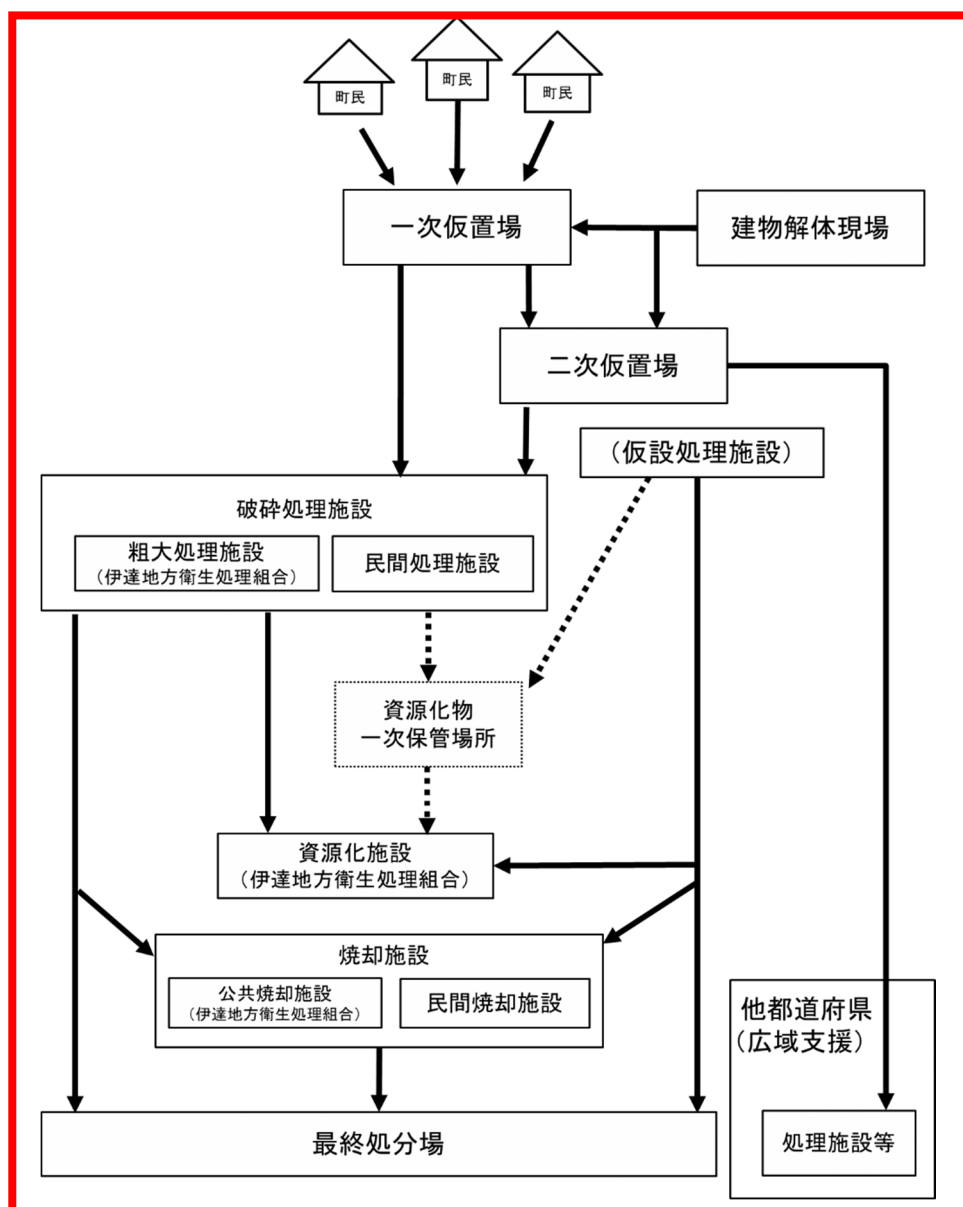
図表1-9 し尿処理の流れ



3 災害廃棄物の処理の流れ

町民が自宅の片付けを行った際に排出される片付けごみや損壊家屋の解体に伴い発生した解体がれきは、処理先への搬出までの間、一次仮置場で分別した上で一時的に保管する。必要に応じて二次仮置場、仮設処理施設、資源化物一時保管場所を設置し、管理する。一次仮置場から搬入される廃棄物を破碎・選別し、資源化や焼却等を行う。再資源化できない廃棄物は最終処分する。

図表1-10 災害廃棄物処理の流れ



図表1-11 仮置場等の説明

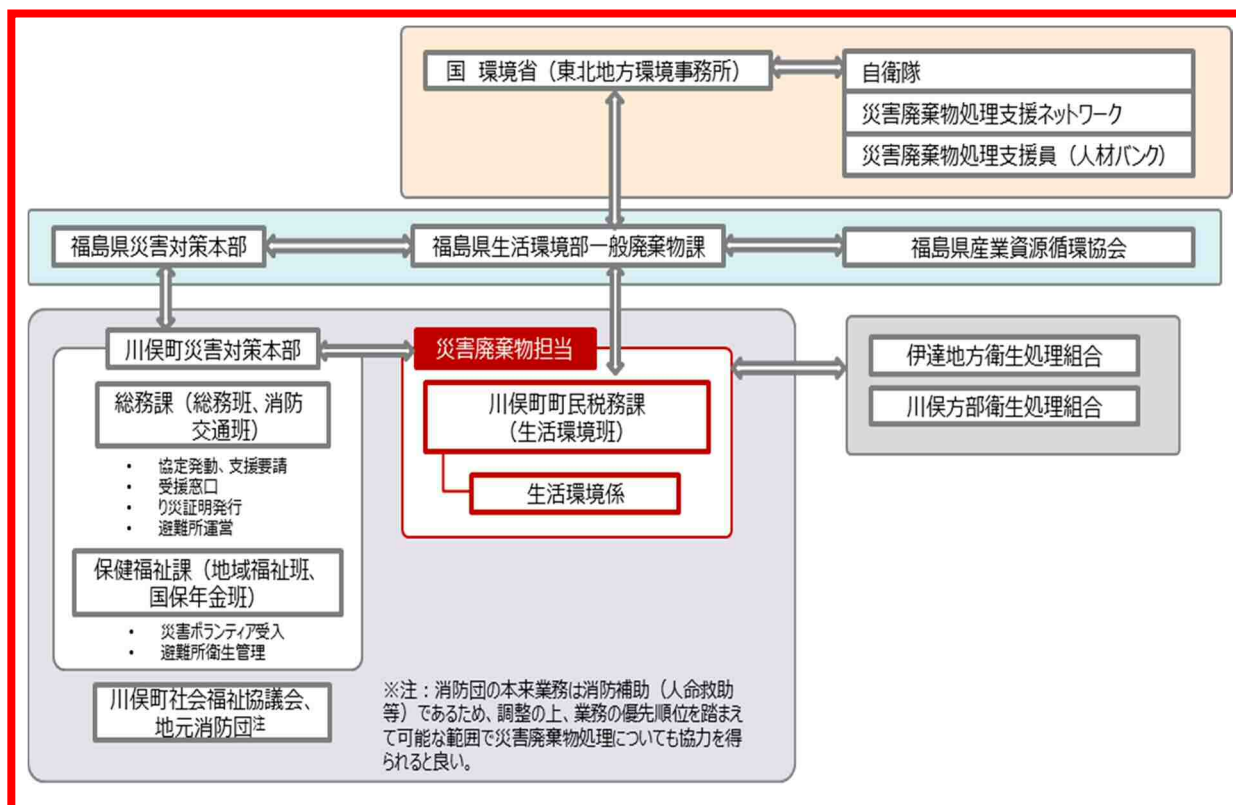
用語	説明
一次仮置場	町民が直接持込みした災害廃棄物を集積し、分別後、処理施設又は二次仮置場まで搬出するまでの間、保管するため町が設置する仮置場。
二次仮置場	一次仮置場の災害廃棄物を再度分別した後、破碎又は焼却等の処理をするまでの間、保管する仮置場で、仮設の破碎処理施設や資源物の一時保管場所を併設することもある。

第2章 組織体制・情報共有

第1節 組織体制の確立

災害時は、本計画及び川俣町地域防災計画に基づき、災害廃棄物処理の組織体制を構築し、指揮系統を確立する。川俣町地域防災計画に基づく災害対策本部及び関係各課、一部事務組合、協定締結事業者等と情報共有し、連携して対応する。また国や県、民間事業者とも連携し、災害廃棄物を処理する。

図表2-1 災害廃棄物処理の組織体制



図表2-2 災害廃棄物処理に係る業務概要

担当	業務概要	優先順位	業務実施期間※1			
			初動期	応急対応前半	応急対応後半	復旧・復興期
統括責任者	職員の安全確保、安否及び参集状況の確認、配置の決定	●	←→			
	被害状況（建物、インフラ、処理施設）等の情報統括・一元管理	●	←→	←→		
	災害対策本部の対応（本部会議への出席等）	●	←→	←→		
	災害廃棄物処理事業の指揮命令及び統括	●	←→	←→	←→	
住民対応	住民、事業者、災害ボランティア等への広報	●	←→	←→	←→	
	相談窓口の設置、問合せ・クレーム対応		←→	←→	←→	
総務	庁内関係部局等との調整（道路啓開物、農地ごみ、土砂・流木対応等）	●	←→	←→	←→	
	関係行政機関や民間事業者団体、委託事業者との調整（人員や資機材の確保）	●	←→	←→	←→	
	受援体制の整備、応援職員への指示			←→		
	災害廃棄物等の発生量の推計、災害廃棄物処理実行計画の策定					←→
	予算の確保（要求、執行）、補助金申請（災害報告書の作成）	●		←→	←→	
	業務発注、契約業務の管理			←→	←→	
収集運搬	生活ごみ、避難所ごみ、し尿等の収集運搬	●	←→	←→	←→	
	被災現場からの片付けごみの収集運搬（無管理の集積所※2からの収集運搬を含む）	●		←→	←→	
仮置場処理処分	仮置場の確保、整備、管理・運営（搬入・搬出管理）	●	←→	←→	←→	
	便乗ごみ・不法投棄対策、環境対策（火災防止対策、粉じん・悪臭・害虫対策等）	●	←→	←→		
	災害廃棄物の処理方法の検討			←→		
	処理先の確保と調整（処理困難物や危険物を含む）			←→	←→	
公費解体	損壊家屋等の解体・撤去（制度設計、申請受付、業者発注、進捗管理）					←→
	損壊家屋等の解体・撤去に係る費用償還の検討（申請受付、管理）					←→

※1 初動期：発災後数日間、応急対応前半：～3週間程度、応急対応後半：～3か月程度、復旧・復興：～3年程度

※2 自治体が設置した仮置場以外に自然発生的に片付けごみが集積された場所

図表2-3 発災時の時期区分と特徴

時期区分	時期区分の特徴	時間の目安
初動期	人命救助が優先される時期 （体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う。）	発災後数日間
応急対応（前半）	避難所生活が本格化する時期 （主に優先的な処理が必要な災害時の廃棄物を処理する期間）	～3週間程度
応急対応（後半）	人や物の流れが回復する時期 （災害廃棄物等の本格的な処理に向けた準備を行う期間）	～3か月程度
復旧・復興	避難所生活が終了する時期 （一般廃棄物処理の通常業務が進み、災害廃棄物等を本格的に処理する期間）	～3年程度

出典：「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成30年3月、環境省）

第2節 情報収集・連絡

(1) 災害時

- 平時において検討した連絡・通信手段を確保して連絡体制を確立し、災害廃棄物処理に必要な情報を入手する。

図表2-4 初動期において収集が必要な情報

分類	収集が必要な情報	入手先
生活ごみ・避難所ごみ	避難所の開設場所	災害対策本部
	道路の被災状況・復旧の状況	建設水道課
	ごみ収集運搬車両の被災状況	一般廃棄物収集運搬業務委託業者
	一般廃棄物処理施設の被災状況・復旧見通し	伊達地方衛生処理組合
し尿	避難所の開設場所	災害対策本部
	道路の被災状況・復旧の状況	建設水道課
	し尿等収集運搬車両の被災状況	川俣方部衛生処理組合
	水道施設の被災状況	建設水道課
	し尿処理施設の被災状況・復旧見通し	川俣方部衛生処理組合
	仮設トイレの設置場所、設置数、不足数	災害対策本部
災害廃棄物	道路の被災状況・復旧の状況	建設水道課
	建物の被災状況（全壊、半壊、焼失棟数、床上浸水、床下浸水）	災害対策本部
	空地（仮置場候補地）の被災状況	災害対策本部

(2) 平時

- 電話、防災無線、衛星電話等を調達し、複数の連絡手段を準備する。また、非常用電源等を確保しておく。
- 情報機器及び周辺機器は、水害等の被害に遭わない場所に設置する。
- 収集運搬事業者等の関係者等との災害時の連絡方法を確認する。

第3節 関係機関との協力・連携

県や県内市町村・一部事務組合、国や専門機関、廃棄物処理事業者等の民間事業者団体等、各主体との連携体制を構築し、災害廃棄物を処理する。その他、警察、消防、自衛隊等とも連携して対応に当たる。

図表2-5 主な関係機関と支援内容

関係機関	支援内容（例）
県内市町村	- 生活ごみ、避難所ごみ、し尿、災害廃棄物の収集運搬のための人員・車両の派遣、仮置場や処理施設への収集運搬の実施、処理施設での受入 - 仮置場の受付、災害廃棄物処理の事務作業支援 - 町民窓口対応
県	- 県内市町村間連携のための調整 - 収集運搬・処理に関する調整 - 災害廃棄物処理に関する技術的助言 - 仮置場としての県有地の提供 等
一部事務組合	生活ごみ、避難所ごみ、し尿、災害廃棄物の施設での受入 等
民間事業者団体 （協定締結事業者を含む）	- 生活ごみ、避難所ごみ、し尿、災害廃棄物の収集運搬のための人員・車両の派遣、仮置場や処理施設への収集運搬の実施 - 仮置場の管理・運営、荷下ろし補助、重機等の資機材の提供 - 災害廃棄物の処理（広域処理を含む）
社会福祉協議会	- 災害廃棄物の排出支援に関する災害ボランティアへの依頼 - 災害廃棄物の分別に関する災害ボランティアへの周知
国・専門機関	- 広域処理に関する調整 - 災害廃棄物処理に関する技術的助言 - 補助金・査定対応等の事務対応に関する指導・助言

（１）県内連携

災害廃棄物処理のための人員や資機材が不足する等、本町が単独で対応しきれない場合は、災害支援協定に基づき、県内市町村や県へ支援を要請する。一部事務組合は、ごみ処理に係る技術力や経験を活かし、災害廃棄物の処理を支援する。

（２）事業者との連携

大量の災害廃棄物が発生した場合、本町の一般廃棄物処理施設で処理しきれないこと、災害廃棄物処理のための人員や資機材が不足することが想定されること、災害廃棄物は産業廃棄物に類似した性状を有することから、産業廃棄物処理施設を活用して処理を行う。そのため県を通じて、福島県産業資源循環協会等の関係団体に要請を行い、災害廃棄物を処理する。

（３）社会福祉協議会との連携

被災家屋等からの片付けごみを搬出及び運搬する作業は、災害ボランティアの協力が必要であり、災害ボランティアに対して安全具の装着等の作業上の注意事項や、災害廃棄物の分別、仮置場の情報を的確に伝えることが重要である。そのため、社会福祉協議会等が設置した災害ボランティアセンターに情報提供を行い、災害ボランティアへの周知を図る。

(4) 国・専門機関による支援

災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)は、国立環境研究所その他専門機関、関係団体から構成される。必要に応じてD.Waste-Netへ人材・資機材の支援を要請し、災害廃棄物を処理する。

第4節 各種協定

発災後は、県や本町が締結している各種協定に基づき、関係機関と連携を図りながら、適正かつ円滑・迅速に廃棄物の処理を進める。また、平時から協定内容の点検・見直しを行う。

(1) 災害時

- 各種協定に基づき、協定締結先に必要な支援を要請する。支援の実施までに時間を要することも想定されるため、速やかに必要な支援を把握し、協定締結先に要請する。

(2) 平時

- 過去の災害事例や平時の教育訓練等の結果を踏まえ、協定内容の点検・見直しを行う。
- 不備がある場合は、各種協定を所管している担当課と協議・調整し、適宜協定内容の見直しを行う。

図表2-6 自治体間で締結している災害時支援協定

協定名	締結先	連絡先
災害時における相互援助協定	福島市、伊達市、桑折町、国見町、二本松市、本宮市、大玉村	024-535-1111 (福島市)ほか
福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定	福島地方広域行政圏、仙南地域広域行政圏、相馬地方広域市町村圏、亘理・名取広域行政圏及び置賜広域行政圏構成 33 市町村	024-535-1111 (福島市)ほか
災害時における相互応援に関する協定	愛知県日進市	0561-73-7111
大規模災害時における相互応援に関する協定	栃木県野木町	0280-57-4111
災害時における相互応援に関する協定	長野県木祖村	0264-36-2001
災害時における広域避難の受入	東京都江東区	03-3647-9111
災害時における相互応援に関する協定	栃木県真岡市	0285-82-1111
災害時における相互応援に関する協定	香川県三木町	087-891-3300
福島県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定	福島県並びに福島県内 58 市町村及び 13 一部事務組合	024-521-7249 (福島県一般廃棄物課)

図表2-7 民間事業者団体と締結している災害時支援協定

協定名	締結先	連絡先
災害時における川俣町内郵便局と川俣町間の協力に関する覚書	日本郵便(株)川俣郵便局	024-566-2852
災害時の医療救護に関する協定	(一社)伊達医師会	024-576-7881
災害時に要援護者の避難施設として社会福祉法人信達福祉会特別養護老人ホーム川俣ホーム施設を使用することに関する協定	社会福祉法人信達福祉会	024-577-6688
非常災害(大規模停電)発生時の電力供給復旧のための協力	東北電力(株)福島支店	024-522-9151
災害時における応急対策活動に関する協定	川俣町建設同業会	024-565-2489
災害時における応急対策活動に関する協定	川俣町管工事同業会	024-566-3344
災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定	(一社)福島県LPガス協会県北支部	024-559-2940
災害時における隊友会の協力に関する協定	(公社)隊友会 福島県隊友会川俣、飯野支部	03-5362-4871
災害時における電力設備の復旧に関する協定	東北電力(株)福島支店	024-522-9151
災害発生時の対応と平常時における高齢者等見守り活動の相互協力及び道路損傷等発見時の対応に関する協定	川俣町内郵便局及び福島中央郵便局	024-566-2852
大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定※	(一社)福島県産業資源循環協会	024-521-7249 (福島県一般廃棄物課)
大規模災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定※	福島県環境整備協同組合連合会	024-521-7249 (福島県一般廃棄物課)
大規模災害時における建築物等の解体等に伴う災害廃棄物の収集運搬等に関する協定※	(一社)福島県解体工事業協会	024-521-7249 (福島県一般廃棄物課)

※「大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定」、「大規模災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定」、「大規模災害時における建築物等の解体等に伴う災害廃棄物の収集運搬等に関する協定」は、福島県と各団体が締結している災害時支援協定であり、本町から県へ要請することにより、活用が期待されることから、一覧に含めて整理している。

第5節 受援体制の構築

協定や相互支援の枠組み等に基づき、様々な主体からの支援が想定されるため、人的・物的支援を受け入れるための受援体制を早期に構築する。支援者が速やかに業務に着手できるよう、主体毎の受援メニューを整理しておく。

図表2-8 想定される受援メニュー及び支援主体

受援メニュー（例）		学識経験者	他自治体	事業者団体 民間事業者	NGO/NPO 災害ボランティア
総合調整	対応方針検討、各種業務調整等	全体を通して助言	○※1		
実行計画作成	実行計画作成の補助等		○※1	○※1	
設計・積算	発注に係る設計・積算補助等		○※1		
契約	契約事務補助等		○※1		
書類作成	災害報告書、査定資料等の作成補助等		○※1		
収集運搬	廃棄物の収集運搬、分別作業等		○	○	○
情報収集	発災後の対応状況等に係る情報収集		○		
仮置場管理	仮置場における管理状況の監督等		○	○	
現地確認	避難所や仮置場等の状況に係る情報収集		○		○※2
窓口対応	窓口問合せ対応等		○		
広報	住民への広報（分別等）				○

※1 専門的な知識や過去の経験を有する者

※2 避難所におけるごみの分別指導等

図表2-9 事前に準備すべき事項、配慮すべき事項

項目	準備内容
収集運搬計画の立案	○ 災害廃棄物の集積場所や仮置場等が分かる地図、及び道路の被害状況等の情報を整理しておく。 ○ 高齢者や障害者等の災害弱者の情報を整理しておく。 ○ 応援車両の燃料を優先確保できるガソリンスタンド等を把握しておく。 ○ 「緊急車両」の表示幕を準備しておく。
スペースの確保	○ 支援者が執務できるスペースや、活動拠点における作業スペース、待機・休憩スペースを可能な限り提供する。 ○ 可能な範囲で、応援車両の駐車スペースを確保する。
資機材等の提供	○ 執務を行う上で必要な文具や、活動を行う上で必要な資機材を可能な範囲で提供する。
執務環境の整備	○ 執務できる環境として、可能な範囲で机、椅子、電話、インターネット回線等を用意する。
宿泊場所に関する斡旋等	○ 支援者の宿泊場所は、支援者で確保することを基本とするが、紹介程度は行う。また、必要に応じて斡旋する。 ○ ホテル等の確保が困難な場合は、避難所となっていない公共施設や庁舎等の会議室、避難所の片隅等のスペースを提供する。 ○ 就寝のための布団等を準備する。 ○ 長期的な支援を受ける場合には、支援者のための住まいを確保することも検討する。（東日本大震災では、支援者のために仮設住宅を確保した事例もある。）
後発部隊への引継	○ 支援が後発部隊に引き継がれる場合には、要望事項や注意事項を後発部隊にも引き継ぐ。（※先発部隊に対して後発部隊への引継を要望しておくことも可）

第3章 一般廃棄物処理施設の被害状況の確認・報告と復旧

(1) 災害時

- 一般廃棄物処理施設の運営・管理者に連絡し、被災状況や稼働状況等を確認する。

(2) 平時

- 発災後に委託先の施設の被災状況や稼働状況等を速やかに確認することができるよう、一般廃棄物処理施設の運営・管理者の連絡先一覧を作成しておく。

図表3-1 一般廃棄物処理施設の状況

【ごみ焼却施設】

施設名	年間処理量 (t/年)	稼働日数 (日/年)	平均日量 (t/日)	公称能力 (t/日)
伊達地方衛生処理組合	36,850	262	141	150 t / 16 時間 (50 t × 3 炉)
対象廃棄物		処理方式		
可燃ごみ		準連続燃焼式ストーカ炉		

出典：「伊達地方衛生処理組合令和3年度決算統計データ」（令和4年9月）

【ペットボトル・びん類処理資源化施設】

施設名	年間処理量 (t/年)	稼働日数 (日/年)	平均日量 (t/日)	公称能力 (t/日)
伊達地方衛生処理組合	979	241	4.1	ペットボトル：3.5 びん類：10
対象廃棄物		処理方式		
ペットボトル、びん類		ペットボトル：手選別、圧縮梱包 びん類：手選別、貯留		

出典：「伊達地方衛生処理組合令和3年度決算統計データ」（令和4年9月）

【廃プラスチック処理資源化施設】

施設名	年間処理量 (t/年)	稼働日数 (日/年)	平均日量 (t/日)	公称能力 (t/日)
伊達地方衛生処理組合	535	148	3.6	8
対象廃棄物		処理方式		
プラスチック		手選別、圧縮梱包		

出典：「伊達地方衛生処理組合令和3年度決算統計データ」（令和4年9月）

【粗大ごみ処理施設】

施設名	年間処理量 (t/年)	稼働日数 (日/年)	平均日量 (t/日)	公称能力 (t/日)
伊達地方衛生処理組合	5,227	243	21.5	粗大ごみ：14.6 不燃ごみ：5.1
対象廃棄物		処理方式		
粗大ごみ、不燃ごみ		可燃系粗大ごみ：破碎、選別、貯留 不燃系粗大ごみ：圧縮、貯留		

出典：「伊達地方衛生処理組合令和3年度決算統計データ」（令和4年9月）

【し尿処理施設】

施設名	年間処理量 (kL/年)	稼働日数 (日/年)	平均日量 (kL/日)	公称能力 (kL/日)	処理方式
川俣方部衛生処理組合	21,759	314	69.3	60	二段活性汚泥処理方式（低希釈法）＋高度処理（加圧浮上・オゾン脱色・二層ろ過）

出典：「川俣方部衛生処理組合し尿処理施設 令和3年度維持管理年報」（令和4年4月）

【最終処分場】

施設名	年間処分量 (t/年)	全体容量 (m ³)	残余容量 (m ³)	埋立終了 年度	対象廃棄物
伊達地方衛生処理組合	5,137	154,399	30,319	令和8年	焼却灰、不燃残渣

出典：「伊達地方衛生処理組合令和3年度決算統計データ」（令和4年9月）

第4章 生活ごみ・避難所ごみの処理

生活ごみや避難所ごみには、生ごみ等の腐敗性廃棄物が多く含まれるため、優先して回収・処理する。

第1節 生活ごみ・避難所ごみの発生

避難所では、非常食の容器等のごみが多く発生し、また、使用済み衣類等の平時とは異なるごみが発生する。既存の処理施設が被災した場合、避難所ごみを含む生活ごみの処理を近隣市町村へ要請することが必要になるため、まずはその量を把握することが必要となる。そのため、避難者数や発生原単位等から避難所ごみの発生量を推計する。なお、避難所ごみの発生量の推計方法は巻末資料を参照のこと。

図表4-1 避難所で発生する廃棄物の例

種類	発生源	管理方法
腐敗性廃棄物（生ごみ）	残飯等	悪臭やハエ等の害虫の発生が懸念される。袋に入れて分別保管し、早急に処理を行う。
ダンボール	食料・水の梱包	分別して保管する。新聞等も分別する。
ビニール袋、プラスチック類	食料・水の容器包装等	袋に入れて分別保管する。
感染性廃棄物（注射針、血の付着したガーゼ）	医療行為	保管のための専用容器を安全な場所に設置して管理する。収集方法に係る医療行為との調整（回収方法、処理方法等）も必要。

出典：「災害廃棄物対策指針」を元に一部加筆・修正

第2節 生活ごみ・避難所ごみの収集運搬・処理

（1）災害時

【避難所の開設状況の確認】

- 災害廃棄物担当は、災害対策本部を通じて、避難所の場所及び避難者数を確認する。

【収集運搬体制の構築】

- 災害廃棄物担当は、生活ごみ及び避難所ごみの収集運搬体制を確保する。
- 直営車両及び平時の収集運搬委託事業者、協定締結先の車両を確保しても必要台数を確保できない場合は、県や東北地域ブロックにおける災害廃棄物対策行動計画の枠組み等に基づき、収集運搬車両と人員に係る支援要請を行う。支援要請にあたっては、支援を必要とする収集運搬車両の種類と台数、支援を必要とする期間を連絡する。

【町民への周知及び広報】

- 収集するごみの優先順位、臨時的な分別方法、ごみ集積所・収集曜日・収集時間等の一時的な変更、避難所でのごみの排出方法等について町民へ周知及び広報する。
- 避難所ごみは、平時の生活ごみとは組成が異なり、特に衣類、ダンボール、容器包装プラスチック等が大量に発生することを踏まえ、分別区分や収集頻度等を設定する。
- 町民への周知・広報の方法は、避難所でのチラシの配布・貼紙、広報誌・ホームページ、広報車、マスコミの利用、行政区・自治会へ周知する方法により行う。

【収集運搬の実施、処理先への搬入】

- 生ごみを含む可燃ごみの収集運搬を最優先に行う。作業時間は、確保できた人員、車両及び道路状況等により、平時よりも時間を要することを想定する。収集した生活ごみ・避難所ごみは、仮置場に搬入せず既存の施設で処理を行う。
- 一般廃棄物処理施設が被災し、操業再開しておらず処理できない場合等は、県及び近隣市町村へ支援要請する。
- 事業系ごみについては、基本的には排出事業者の責任において一般廃棄物収集運搬業者に委託して焼却施設へ搬入するが、状況により本町が収集運搬を行う等柔軟な対応を検討する。
- 腐敗した事業系の食品廃棄物が大量に排出された場合など、公衆衛生上重大な影響が見込まれ、かつ、真に排出事業者のみで速やかな処理が困難な場合には、本町による収集も検討する。

(2) 平時

- ごみの種類に応じて収集や処理の優先順位を検討しておく。（例、缶やペットボトル等の資源物の収集は一時中止し、他の品目の収集に限定する等）
- 収集運搬車両の台数、委託先等の情報を整理し、収集運搬車両の調達方法を確認しておく。
- 災害時における収集運搬事業者・処理先への連絡方法を確認しておく。災害時は、避難所の開設・閉鎖、道路状況等が日々変化し、収集運搬事業者と頻繁に連絡をとる必要があることから、災害時における連絡方法を決定しておく。

図表4-2 生活ごみ・避難所ごみの収集運搬車両の台数（令和5年3月時点）

単位：台

車両		直営	委託※
パッカー車	2 t 車	—	1
	3 t 車	—	1
	4 t 車	—	10
ダンプ		—	5
キャブオーバー		—	3

※本町内に本社のある事業所が保有する車両台数

図表4-3 生活ごみ、避難所ごみの収集運搬・処理に係る関係者の連絡先

名称	部署名	連絡先
福島県	生活環境部一般廃棄物課	024-521-7249
	生活環境部産業廃棄物課	024-521-7264
	県北地方振興局県民環境部環境課	024-521-2721
福島市	環境部ごみ減量推進課	024-525-3744
	環境部廃棄物対策課	024-529-5266
伊達市	市民生活部生活環境課環境係	024-575-1228
国見町	住民防災課環境防災係	024-585-2116
桑折町	生活環境課環境係	024-582-2123
伊達地方衛生処理組合		024-582-2051
一般社団法人福島県産業資源循環協会		024-524-1953

第5章 仮設トイレ等・し尿の処理

第1節 し尿等の発生

災害時には、停電や断水、水道配管の損傷等により水洗トイレが使用できないおそれがあり、携帯トイレや簡易トイレ、仮設トイレ（汲み取り）の利用が想定される。災害用トイレの種類によって収集運搬車両、処理方法が異なる。既存の処理施設が被災した場合、し尿の処理を近隣市町村へ依頼することになるため、避難者数や発生原単位等からし尿の発生量を推計する。なお、し尿の発生量の推計方法は巻末資料を参照のこと。

図表5-1 災害用トイレの種類

名称	説明
携帯トイレ	既存の洋式便器につけて使用する便袋タイプ。吸水シートや凝固剤で水分を安定化させる。
簡易トイレ	段ボール等の組立て式便器に便袋をつけて使用する。吸水シートや凝固剤で水分を安定化させる。
仮設トイレ （汲み取り）	電気なしで使用できるものが多い。便槽に貯留する方式と、下水道のマンホールへ直結して流下させる方式がある。

出典：「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（平成28年4月、内閣府）を元に一部加筆

第2節 仮設トイレ等の設置

(1) 災害時

【避難所の開設状況の確認】

- 災害廃棄物担当は、災害対策本部を通じて、各避難所の避難者数、各避難所の仮設トイレ等の設置状況を確認する。

【携帯トイレ・簡易トイレの使用】

- 携帯トイレや簡易トイレを使用する場合は、携帯トイレ等の排出場所や保管方法（フレコンバッグ等）を検討する。

【仮設トイレの設置】

- 避難所毎の避難者数に基づき、仮設トイレ（汲み取り）を設置する。

【仮設トイレの管理】

- 仮設トイレ等を衛生的に管理するために、避難所運営や防疫活動に係る関係他課と連携し、消臭剤・脱臭剤の確保、その他備品・消耗品（手指用の消毒液、ウェットティッシュ、トイレトーパー）の確保、定期的な清掃等を実施する。

(2) 平時

- 汲み取りし尿の処理方法や処理先を確認しておく。
- 関係他課と協議・調整しながら、災害用トイレの備蓄を進める。仮設トイレ（汲み取り）は、高齢者や幼児が使いやすい洋式タイプや、車いす用のものも調達する。仮設トイレのレンタル事業者と協定の締結等を進め、災害時に仮設トイレが不足しないよう備える。
- 避難所における仮設トイレ等の使用・管理ルール等については、避難所運営に携わる関係者とあらかじめ協議・調整しておく。
- 発災後、早急に仮設トイレ等を設置し衛生的に管理できるよう、仮設トイレ等の設置手順、使用方法・管理方法等を検討しておく。

第3節 し尿等の収集運搬・処理

(1) 災害時

【収集運搬体制の構築】

- 災害廃棄物担当は、汲み取りし尿の収集運搬体制を確保する。
- 直営車両及び委託事業者、協定締結先の車両を確保しても必要台数を確保できない場合は、県や東北地域ブロックにおける災害廃棄物対策行動計画の枠組み等に基づき支援要請を行う。支援要請にあたっては、必要とする収集運搬車両の種類と台数、支援を必要とする期間を連絡する。

【バキューム車による収集運搬の実施、処理先への搬入】

- バキューム車で収集したし尿はし尿処理施設で処理する。
- し尿処理施設が被災し、操業再開しておらず、処理できない場合等は、県及び近隣市町村へ支援要請を行う。

(2) 平時

- 収集運搬車両の台数、委託先等の情報を整理し、収集運搬車両の確保方法を確認しておく。
- 災害時における収集運搬事業者・処理先への連絡方法を確認しておく。災害時は、避難所の開設・閉鎖、道路状況等が日々変化し、収集運搬事業者と頻繁に連絡をとる必要があることから、災害時における連絡方法を決定しておく。

図表5-2 し尿等の収集運搬車両の台数（令和5年3月時点）

単位：台

車両		直営	許可等※
し尿収集車 (バキューム車)	3,000 L	—	2
	3,600 L	—	3

※本町内に本社のある事業所が保有する車両台数

図表5－3 し尿等の収集運搬・処理に係る関係者の連絡先

名称	部署名	連絡先
福島県	生活環境部一般廃棄物課	024-521-7249
	県北地方振興局県民環境部環境課	024-521-2721
福島市	環境部ごみ減量推進課	024-525-3744
伊達市	市民生活部生活環境課環境係	024-575-1228
国見町	住民防災課環境防災係	024-585-2116
桑折町	生活環境課環境係	024-582-2123
伊達地方衛生処理組合		024-582-2051
川俣方部衛生処理組合		024-565-2720

第6章 災害廃棄物の処理

第1節 被災者や災害ボランティアへの周知・広報

被災者（外国人を含む）や災害ボランティア、事業者が必要とする情報（災害時におけるごみの排出、収集・運搬方法、仮置場の開設・閉鎖状況等）について、様々な媒体を活用して積極的に周知・広報を行う。なお、被災者の親類縁者も休日を活用して手伝いに駆け付け、災害ボランティアと同様の活動を行うことも念頭において広報・周知の方法・内容を検討・実施する。

また、町民や災害ボランティア、事業者が災害廃棄物等の処理に関して知識を醸成できるよう、平時より積極的に普及啓発を行う。

(1) 災害時

- 被災地における生活環境の保全、適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物処理のため、関係他課と協議の上、様々な媒体を活用して町民や災害ボランティア、事業者に対して周知・広報を行う。
- 水害時は、浸水被害により自宅内の通信機器が全て使えない状況に陥る町民がいることも想定し、ホームページによる広報だけではなく、避難所への掲示やチラシ配布等も行う。
- 周知・広報の手段と内容（例）は図表6－1に示すとおりであるが、すぐに仮置場を開設できない場合は、仮置場の開設準備が整うのを待って排出してもらうことを含めて周知・広報する。

図表6－1 周知・広報の手段と内容（例）

手段（例）	内容（例）
・ ホームページ ・ 広報誌 ・ SNS ・ 回覧板 ・ 行政防災無線 ・ 広報車 等	・ 生ごみ、資源ごみ等の収集日・収集回数の変更 ・ 町民が搬入できる仮置場の場所、排出可能時間・期間 ・ 災害廃棄物の排出は仮置場の開設準備が整うのを待って行うこと ・ 災害廃棄物の分別の必要性、分別方法、分別の種類、搬入可能物 ・ 家電4品目の排出方法 ・ 家庭用ガスボンベ、スプレー缶等の危険物やアスベスト、PCB含有機器等の有害廃棄物の取扱方法 ・ 被災した太陽光発電設備の取り扱いに当たっての留意点 ・ 不法投棄、野焼き等の不適正処理の禁止 ・ 便乗ごみの排出禁止 ・ 損壊家屋の撤去等に係る申請手続き ・ 災害廃棄物に関する問合せ窓口 ・ 災害ボランティア支援依頼窓口 ・ ごみ出しが困難な身体障害者、高齢者への支援方法

(2) 平時

- 災害時においても野焼き、不法投棄は違法行為に当たること、不適正な排出が適正かつ円滑・迅速な処理に支障をきたし、災害廃棄物処理の遅れにつながる等について、平時から町

民・災害ボランティア・事業者に啓発しておくとともに、発災時の広報内容の詳細や広報の手段等について検討・準備を進める。

第2節 災害廃棄物等の発生量の推計

(1) 災害時

【災害廃棄物の発生量の推計のための被害情報の把握】

- 建物の全壊・半壊棟数等の被害情報を把握する。
- 県や専門機関から提供される情報を活用する。

【災害廃棄物の発生量の推計方法】

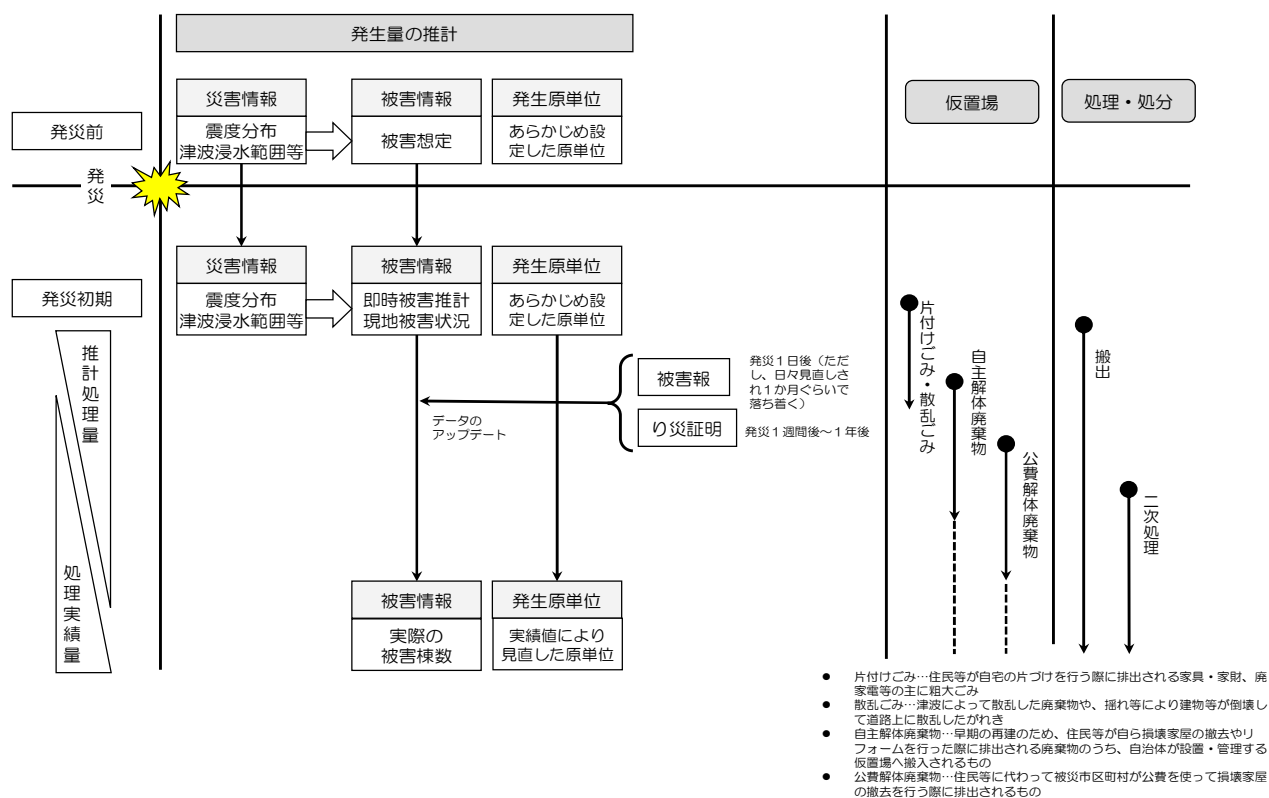
- 被害情報(建物の被害棟数)と災害廃棄物の発生原単位、種類別割合を用いて発生量を推計する。

$$\text{災害廃棄物の発生量} = \text{被害情報(建物の被害棟数)} \times \text{発生原単位} \times \text{種類別割合}$$

【災害廃棄物の発生量の見直し】

- 災害廃棄物の発生量は、適正かつ円滑・迅速な処理を進めるうえでの基礎的な資料となり、災害の種類やタイミングに応じて推計方法を選択、活用することが重要である。
- 図表6-2では発災前と発災後のフェーズで災害廃棄物の発生量を算定する際に活用ができるデータを整理している。建物の被害棟数の情報は、時間の経過とともに変わる。台貫(トラックスケール)での計量、仮置場内の測量等による実績値を用いて、発生量を見直す。

図表6-2 災害フェーズに応じた災害廃棄物の発生量の推計



(2) 平時

- 被害想定に基づき災害廃棄物等の発生量を推計する。福島盆地西縁断層帯を震源とする地震に伴う災害廃棄物等の発生量は、図表1－6に示したとおりである。
- 水害に伴う災害廃棄物等の発生量については、洪水ハザードマップに基づき、建物被害棟数等を算定し、それを用いて推計する。

第3節 片付けごみの回収

(1) 災害時

【片付けごみの回収体制】

- 災害の種類によって片付けごみの排出時期は異なるが、水害の場合は水が引いた直後からすぐに自宅の片付けが開始されることから、すぐに片付けごみが排出される。
- 片付けごみは本町が設置・管理する仮置場へ町民にできるだけ搬入してもらうものとし、発災直後から仮置場を設置する。
- ごみ出しができない高齢者等の災害弱者に対しては、道路際の自宅敷地内に排出してもらい、災害ボランティアによる支援や状況に応じて本町による戸別回収を検討する。

【仮置場の設置】

- 次節の「第4節 仮置場」を参照のこと。

【収集運搬車両の確保】

- ごみ出しができない高齢者等の災害弱者等が排出する片付けごみを回収するための車両を確保する。
- 仮置場が逼迫し、万一、身近な空地や道路脇等に片付けごみが自然発生的に集積された無人の集積所が発生した場合は、これを解消するための回収車両の確保を行う。無人の集積所では片付けごみが混合状態になっていることを前提とすることが必要であり、回転式のパッカー車では回収が難しいため、プレス式のパッカー車や平ボディ車を準備する。
- 準備する車両は、大型車の方が運搬効率は良いが、小型車でないと通行できない道路もあるため、無人の集積所の場所に応じた大きさの車両を確保する。
- 収集運搬車両等が不足する場合は、既存協定等の活用や、近隣市町村、県及び東北地域ブロックにおける災害廃棄物対策行動計画の枠組みに基づき、収集運搬車両と人員に係る支援要請を行う。支援要請にあたっては、支援を必要とする収集運搬車両の種類と台数、支援を必要とする期間を連絡する。

【収集運搬ルートの決定】

- 道路の被災状況や交通渋滞を考慮した効率的な収集運搬ルートを決定する。ルートの検討にあたっては、支援者を交えて調整を行う。

(2) 平時

【収集運搬車両の確保・連絡体制】

- 本町及び事業者が所有する収集運搬車両の台数を把握する。パッカー車だけではなく、平ボディ車の台数も把握する。
- 収集運搬に係る連絡体制について、関係者の連絡先一覧を作成し、随時更新・共有する。

図表6-3 片付けごみの収集運搬車両の台数（令和5年3月時点）

単位：台

車両		直営	委託※
パッカー車	2 t 車	—	1
	3 t 車	—	1
	4 t 車	—	10
ダンプ		—	5
キャブオーバー		—	3

※本町内に本社のある事業所が保有する車両台数

図表6-4 片付けごみの収集運搬・処理、仮置場の設置・管理・運営に係る関係者の連絡先

名称	部署名	連絡先
福島県	生活環境部一般廃棄物課	024-521-7249
	生活環境部産業廃棄物課	024-521-7264
	県北地方振興局県民環境部環境課	024-521-2721
福島市	環境部ごみ減量推進課	024-525-3744
	環境部廃棄物対策課	024-529-5266
伊達市	市民生活部生活環境課環境係	024-575-1228
国見町	住民防災課環境防災係	024-585-2116
桑折町	生活環境課環境係	024-582-2123
伊達地方衛生処理組合		024-582-2051
一般社団法人福島県産業資源循環協会		024-524-1953
川俣町建設同業会		024-565-2489

第4節 仮置場

災害廃棄物の処理の準備が整うまでの間、仮置場で適正に廃棄物を保管する。仮置場での廃棄物の保管にあたっては、その後の処理に影響を来たさないよう、廃棄物の種類毎に分別して仮置き・保管する。

(1) 災害時

【一次仮置場の選定】

- 平時に選定した仮置場の候補地の中から被害状況を踏まえて一次仮置場を選定する。選定にあたっては実際に使用できるか、現地確認を行う。

- 候補地は、緊急のヘリポートや応急仮設住宅等の候補地となっている可能性があるため、関係他課に使用状況を確認し、必要に応じて調整・協議して確保する。
- 仮置場の近隣住民に対して、仮置場の必要性を説明して設置する。一次仮置場は、一定の期間（少なくとも数か月間）設置されることも合わせて説明し、理解を得た上で設置する。

【一次仮置場の設置】

- 図表6-5に示す内容に留意して一次仮置場を設置する。
- 一次仮置場に必要な資機材を巻末資料に示す。

図表6-5 一次仮置場の配置計画（レイアウト）を検討する際のポイント

【出入口】

- ・ 出入口には門扉等を設置する。門扉を設置できない時は、夜間に不法投棄されないよう、重機で出入口を塞いだり、警備員を配置する。
- ・ 片付けごみの搬入量を把握するため、車両の搬入台数を記録する。建物の解体に伴い発生した災害廃棄物は、その搬入量・搬出量の概数の把握や処理先へ搬出する際の車両の過積載防止のために、必要に応じて簡易計量器を出入口に設置する。

【駐車場、待車スペース】

- ・ 仮置場の作業員等が使用するための駐車場スペースを確保する。
- ・ 渋滞防止のため、仮置場への搬入車両や仮置場からの搬出車両が待機するための待車スペースを可能な範囲で確保するよう努める。

【動線】

- ・ 搬入・搬出車両の動線を考慮する。左折での出入りとし場内は一方通行とする。そのため、動線は右回り（時計回り）とするのがよい。場内の道路幅は、搬入車両と搬出用の大型車両の通行が円滑にできるよう配慮する。

【地盤対策】

- ・ 土地の返還を想定して仮置き前に土壌の採取を行い、必要に応じて分析できるようにしておく。
- ・ 降雨時等に災害廃棄物からの油脂、塩類、有害物質等の溶出が想定されることから、遮水シート敷設等による漏出対策について必要に応じて検討する必要がある。
- ・ 仮置場の地面について、特に土（農地を含む）の上に仮置きする場合、車両・建設機械の移動や作業が行いやすいよう鉄板、砕石等を手当する。仮置場は運動場等に設置される場合が多いが、運動場は多くの車両が走行することは想定されていないため、鉄板や砕石等の敷設が必須である。選択に当たっての利点・欠点を図表6-6に示す。
- ・ 過去の災害では、敷鉄板や砕石を確保できないこと等から、仮置場へ搬入された廃置や廃瓦、土砂、コンクリートがら等を仮置場の地盤整備に活用した事例がある。ただし、これらの対応は、発

災直後で確保できる資機材や時間に制約がある中で実施されたものであり、必ずしも標準的な方法ではない。やむを得ず実施する場合には、仮置場を復旧する段階で活用した廃棄物を撤去して災害廃棄物として処理する必要がある。

【災害廃棄物の配置】

- ・ 災害廃棄物は分別して保管する。
- ・ 災害廃棄物の発生量や比重を考慮し、木材等の体積が大きいもの、発生量が多いものはあらかじめ広めの面積を確保しておく。災害の種類によっては、発生量が多くなる災害廃棄物の種類は異なることから、災害に応じて廃棄物毎の面積を設定する。
- ・ 搬入・搬出車両の通行を妨害しないよう、搬入量が多くなる災害廃棄物（例：可燃物/可燃系混合物等）は出入口近傍に配置するのではなく、仮置場の出入口から離れた場所へ配置する。
- ・ 搬入量が多く、大型車両での搬出を頻繁に行う必要がある品目は、大型車両への積込みスペースを確保する。
- ・ スレート板や石膏ボードにはアスベストが含まれる場合もあるため、他の廃棄物と混合状態にならないよう離して仮置きする。また、スレート板と石膏ボードが混合状態にならないよう離して仮置きする。また散水の実施やシートで覆う等の飛散防止策を講じる。
- ・ PCB 及びアスベスト、その他の有害・危険物、その他適正処理が困難な廃棄物が搬入された場合には、他の災害廃棄物と混合しないよう、離して保管する。
- ・ 廃棄物の種類によっては、アームロール車の荷台を設置しておき、廃棄物を荷台に投入してもらい、そのまま荷台を処理先へ搬出するという方法が効率的である。
- ・ 時間の経過とともに、搬入量等の状況に応じて、仮置場のレイアウトを変更する。

【その他】

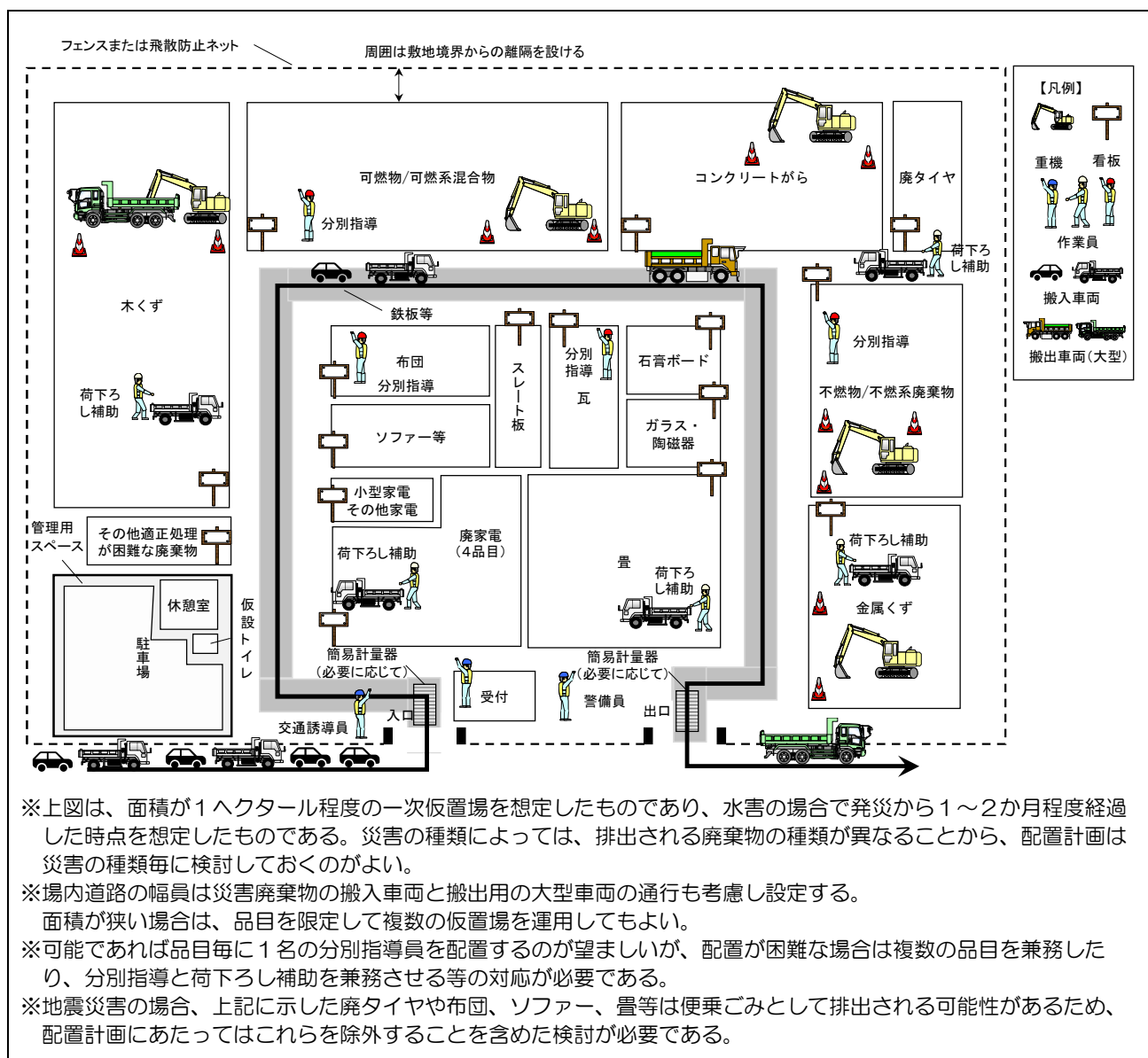
- ・ 仮置場には、災害廃棄物処理事業の対象ではない「便乗ごみ」が排出されやすいため、受付時の被災者の確認、積荷チェック、周囲へのフェンスの設置、出入口への警備員の配置など防止策をとる。フェンスは出入口を限定する効果により不法投棄を防止することに加え、周辺への騒音・振動等の環境影響の防止や目隠しの効果が期待できるものもある。
- ・ 木材、がれき類等が大量で、一次仮置場で破砕したほうが二次仮置場へ運搬して破砕するよりも効率的である場合には、一次仮置場に破砕機を設置することを検討する。破砕機の設置にあたっては、廃棄物処理法第9条の3の3の規定に基づく非常災害時の特例（市町村から災害廃棄物の処分を委託された者が、一般廃棄物処理施設（一般廃棄物の最終処分場であるものを除く。）を設置しようとする場合には、都道府県知事の許可を不要とし、届出で足りることとするもの。）を活用することで手続期間を短縮できる。ただし、本特例措置を適用するためには、処理施設が設置される市町村において、生活環境影響調査の結果を記載した書類の公衆への縦覧の対象となる一般廃棄物処理施設の種類、縦覧の場所及び期間等について定めた条例を平時からあらかじめ制定しておくことが望ましい。

出典：「仮置場の確保と配置計画に当たっての留意事項」（災害廃棄物対策指針 技術資料 技 18-3）を元に一部加筆・修正

図表6-6 鉄板と砕石の利点・欠点

	鉄板	砕石
利点	・ 運搬に時間を要するが、設置・撤去は早い ・ 砕石と異なり、荷重を分散できるため、路盤の状態が悪くても設置可能（ただし、ある程度凸凹を均してから設置することが必要） ・ 表面の清掃が容易 ・ 撤去後に廃棄物が残らない	・ 自由に平面形状を作れる ・ 災害時でも比較的容易に資材を確保することができる
欠点	・ 発災時は需要が増大し、供給が逼迫することでリース費用が上昇する。 ・ 供給が逼迫すると確保に時間を要し、敷設までにぬかるみができる可能性がある ・ 矩形のため、カーブ等の線形に追随しにくい ・ 重ね合わせ部ができるため車両のパンクや作業員の怪我のリスクがある ・ 返却時に損傷度に応じた修理費が必要となる場合がある	・ 砕石が砕けると、隙間を伝って土が出てきてタイヤに泥が付着したり、晴れた日には乾いて粉塵が発生し、生活環境上支障が生じる可能性がある。そのため、路盤の状態によっては補修や複数回の再敷設が必要となる ・ 撤去後の砕石の処分方法を検討することが必要であり、場合によっては最終処分費を要する ・ 撤去時にすき取りによる廃棄物が増加する

図表6-7 一次仮置場の配置計画（レイアウト）例



※上図は、面積が1ヘクタール程度の一次仮置場を想定したものであり、水害の場合で発災から1～2か月程度経過した時点进行想定したものである。災害の種類によっては、排出される廃棄物の種類が異なることから、配置計画は災害の種類毎に検討しておくのがよい。

※場内道路の幅員は災害廃棄物の搬入車両と搬出用の大型車両の通行も考慮し設定する。

面積が狭い場合は、品目を限定して複数の仮置場を運用してもよい。

※可能であれば品目毎に1名の分別指導員を配置するのが望ましいが、配置が困難な場合は複数の品目を兼務したり、分別指導と荷下ろし補助を兼務させる等の対応が必要である。

※地震災害の場合、上記に示した廃タイヤや布団、ソファ等、畳等は便乗ごみとして排出される可能性があるため、配置計画にあたってはこれらを除外することを含めた検討が必要である。

出典：「仮置場の確保と配置計画に当たっての留意事項」（災害廃棄物対策指針 技術資料 技18-3）

【人員の確保】

- 仮置場の管理・運営のため、受付、車両の誘導及び災害廃棄物の荷下し補助、分別指導等を行うための職員を配置する。災害廃棄物の搬入量が多い時期には、少なくとも1つの仮置場で10名以上（交代要員を含む）の人数が必要となるため、庁内の人員だけで対応できない場合は、支援を要請して人員を確保する。支援が行われるまでは庁内の人員だけで仮置場の管理・運営を行う。
- 被災者の確認や搬入物が災害廃棄物であるかどうかの積荷チェック等、責任を伴う事項については本町の職員が対応に当たる。そのため少なくとも1名は本町の職員を配置する。

図表6－8 仮置場の管理・運営に関する人員確保の方法

支援要請先	連絡先
福島県	024-521-7249（生活環境部一般廃棄物課）
愛知県日進市	0561-73-7111
栃木県野木町	0280-57-4111
長野県木祖村	0264-36-2001
東京都江東区	03-3647-9111
栃木県真岡市	0285-82-1111
香川県三木町	087-891-3300

【分別の徹底、一次仮置場の管理】

- 災害廃棄物の分別の徹底は極めて重要であることから、町民や災害ボランティアに対して分別の必要性和分別方法を周知・広報して協力を得る。ただし、仮置場の管理に災害ボランティアを活用することは避ける。
- 仮置場内の配置が分かりやすいよう、配置図をホームページ等で公開又は入口で配布する。
- 仮置場内の分別品目毎の看板を作成し、設置する。
- 仮置場での受付時間は、9～17時（12～13時は昼休憩）までを基本とし、季節に応じて適切な時間を設定する。発災から2週間は休み（受入停止）を設定しないが、2週間後以降は、毎週水曜日は休みとして、仮置場の整理・整頓を行う。

図表6-9 仮置場の管理方法

災害廃棄物の積み上げ・スペースの確保・整理整頓	○ 職員を配置して受付時の被災者の確認、積荷チェック、分別指導や荷下ろし補助、警備を行う。 ○ 廃棄物をショベルローダーやバックホウで5m程度まで積み上げる。 ○ 可燃系混合物は、必要に応じてバックホウのアタッチメント（アイアンクローなど）で粗破碎する。
作業員の安全管理	○ 作業員は、防塵マスク、ヘルメット、安全靴、手袋、長袖を着用する。
仮置場の監視	○ 被災者以外からの災害廃棄物の搬入を防止するため、被災者の身分証や搬入申請書等を確認して搬入を認める。 ○ 生ごみや危険物等の不適切な廃棄物の搬入を防止するため、仮置場の入口に管理者を配置し、確認・説明を行う。 ○ 仮置場の受入時間を設定し、時間外は仮置場の入口を閉鎖する。 ○ 夜間の不適切な搬入や安全確認のため、パトロールを実施する。
災害廃棄物の数量管理	○ 日々の搬入・搬出管理（計量と記録）を行う。搬入・搬出台数や集積した災害廃棄物の面積・高さを把握することで、仮置場で管理している廃棄物量とその出入りを把握する。
飛散防止策	○ 粉じんの飛散を防ぐため、散水を適宜実施する。 ○ ごみの飛散防止のため、覆い（ブルーシート等）をする。 ○ 仮置場の周辺への飛散防止のため、ネット・フェンス等を設置する。
漏水対策	○ 廃棄物からの漏水、凍結による漏水対策として、必要最低限の敷鉄板の敷設やブルーシート等で直接土壌に排出されないように考慮する。 ○ 排水勾配を確保した仮置場のかさ上げや仮排水構造物等敷設で仮置場内の排水を行うことが望ましい。
火災防止対策	○ 可燃物/可燃系混合物は、積み上げは高さ5m以下、災害廃棄物の山の設置面積を200m²以下、災害廃棄物の山と山との離間距離は2m以上とする。 出典：「仮置場の可燃性廃棄物の火災予防（第二報）」（震災対応ネットワーク（廃棄物・し尿等分野）、国立環境研究所） ○ 災害廃棄物の堆積物の温度測定や切り替えしによる放熱を行う。
臭気・衛生対策	○ 腐敗性廃棄物は長期保管を避け、優先的に焼却等の処理を行う。 ○ 殺虫剤等薬剤の散布を行う。
環境モニタリング	○ 必要に応じて仮置場周辺での大気、騒音・振動、悪臭、水質等の環境モニタリングを実施する。

【処理先への搬出】

- 処理先へ搬出できるものは順次搬出して処理を行い、仮置場の空きスペースを確保する。

【一次仮置場の原状復旧、返却】

- 仮置場の復旧は、原状回復が基本であるが、土地所有者等との返却時のルール等がある場合は、それらに基づき実施し、土地所有者へ返還する。詳細な返却ルールが決まっていない場合は、返却前に土地所有者等と協議し、地面の表面に残った残留物の除去や土壌の漉き取り・客土、必要に応じた土壌分析等を行う。

【二次仮置場の設置・運営・管理】

- 災害廃棄物を処理処分先・再資源化先に搬出するまでの中間処理が、一次仮置場において完結しない場合は、さらに破碎、細選別、焼却等の中間処理を行うとともに、処理後物を一時的に集積、保管するために二次仮置場を設置する。
- 二次仮置場では高度な中間処理が必要となることから、二次仮置場の設置・管理・運営は、技術を有する事業者業務委託する。

(2) 平時

- 被害想定により推計した災害廃棄物の発生量を基に、一次仮置場の必要面積を推計すると、必要な一次仮置場は、福島盆地西縁断層帯を震源とする地震の場合で約 766 平方メートルとなる。一次仮置場の必要面積の算定方法は、巻末資料を参照のこと。
- 仮置場の必要面積を考慮し、仮置場の候補地を選定しておく。なお、二次仮置場については、一次仮置場よりも広い面積の候補地を選定しておく。仮置場の候補地の選定に当たってのチェック項目は図表6-10に示すとおりである。
- 選定した仮置場の候補地はリストとして整理しておく。

図表6-10 仮置場の候補地の選定に当たってのチェック項目

項目		条件	理由
所有者		○ 公有地が望ましい（町有地、県有地、国有地）が望ましい。 ○ 地域住民との関係性が良好である。 ○ （民有地の場合）地権者の数が少ない。	○ 災害時には迅速な仮置場の確保が必要であるため。
面積	一次仮置場	○ 広いほどよい。（3,000m ² は必要）	○ 適正な分別のため。
	二次仮置場	○ 広いほどよい。（10ha 以上が好適）	○ 仮設処理施設等を設置する場合があるため。
平時の土地利用		○ 農地、校庭等は避けたほうがよい。	○ 原状復旧の負担が大きくなるため。
他用途での利用		○ 応急仮設住宅、避難場所、ヘリコプター発着場等に指定されていないほうがよい。	○ 当該機能として利用されている時期は、仮置場として利用できないため。
望ましいインフラ（設備）		○ 使用水、飲料水を確保できること。（貯水槽で可）	○ 火災が発生した場合の対応のため。
		○ 電力が確保できること。（発電設備による対応も可）	○ 粉じん対策、夏場における熱中症対策のため。
土地利用規制		○ 諸法令（自然公園法、文化財保護法、土壤汚染対策法等）による土地利用の規制がない。	○ 手続、確認に時間を要するため。
土地基盤の状況		○ 舗装されているほうがよい。	○ 土壌汚染、ぬかるみ等の防止のため。
		○ 水はけの悪い場所は避けたほうがよい。	
		○ 地盤が硬いほうがよい。	○ 地盤沈下が発生しやすいため。
		○ 暗渠排水管が存在しないほうがよい。	○ 災害廃棄物の重量で暗渠排水管を破損する可能性があるため。
地形・地勢		○ 河川敷は避けたほうがよい。	○ 集中豪雨や台風等増水の影響を避けるため。
			○ 災害廃棄物に触れた水が河川等へ流出することを防ぐため。
地形・地勢		○ 平坦な土地がよい。起伏が少ない土地がよい。	○ 廃棄物の崩落を防ぐため。
		○ 敷地内に障害物（構造物や樹木等）が少ないほうがよい。	○ 車両の切り返し、仮置場のレイアウトの変更が難しいため。
土地の形状		○ 変則形状でないほうがよい。	○ 仮置場の配置計画が難しいため。
道路状況		○ 前面道路の交通量は少ないほうがよい。	○ 災害廃棄物の搬入・搬出は交通渋滞を引き起こすことが多く、渋滞による影響がその他の方面に及ばないようにするため。
		○ 前面道路は幅員 6.0m 以上がよい。二車線以上がよい。	○ 大型車両の相互通行のため。

項目	条件	理由
搬入・搬出ルート	○ 車両の出入口を確保できること。	○ 災害廃棄物の搬入・搬出のため。
	○ 搬入・搬出の間口は9.0m以上がよい。	○ 大型車両の交互通行のため。
輸送ルート	○ 高速道路のインターチェンジ、緊急輸送道路、鉄道貨物駅、港湾(積出基地)に近いほうがよい。	○ 広域輸送を行う際に効率的に災害廃棄物を輸送するため。
周辺環境	○ 住宅密集地でないこと、病院、福祉施設、学校に隣接していないほうがよい。 ○ 企業活動や農林水産業、住民の生業の妨げにならない場所がよい。	○ 粉じん、騒音、振動等による住民生活への影響を防止するため。
	○ 高速道路や鉄道路線に近接していないほうがよい。	○ 火災発生時の高速道路や鉄道への影響を防ぐため。
被害の有無	○ 各種災害(津波、洪水、液状化、土石流等)の被災エリアでないほうがよい。	○ 二次災害の発生を防ぐため。
その他	○ 道路啓開の優先順位を考慮する。	○ 早期に復旧される運搬ルートを活用するため。

出典：「仮置場の確保と配置計画に当たっての留意事項」(災害廃棄物対策指針 技術資料 技18-3)に基づき作成

第5節 処理・処分

災害廃棄物は、種類や性状に応じて破砕・選別や焼却等の中間処理を行い、再生利用、最終処分を行う。可能な限り既存の廃棄物処理施設で処理し、処理しきれない場合には、県内市町村の支援による処理及び県内の事業者による処理を行う。

処理方法や処理業務の発注は、生活環境に支障が生じないよう廃棄物処理法等の関連法令に従い、適正に処理することを基本とし、再生利用の推進と最終処分量の削減、処理のスピード及び費用の点を含めて総合的に検討して決定する。

(1) 災害時

【処理・処分】

- 選別・破砕や焼却等の中間処理を行い、再生利用、最終処分を行う。中間処理、最終処分は可能な限り既存の処理施設で行う。公共の処理施設で処理できないものは、民間事業者に処理を委託する。
- 混合廃棄物や廃棄物を含んだ土砂等は、必要に応じて仮設処理施設を設置して、選別・破砕等の中間処理を行った後、必要に応じて試験焼却等を行う。仮設処理施設及び二次仮置場設置に係る仕様作成・設計・積算を行い、処理業務を発注する。

【再生利用】

- セメント原燃料や建設土木資材、バイオマスボイラー用燃料等の再生利用先を確保し、その受入条件に適合するように災害廃棄物を前処理する。なお、処理した資材が活用されるまで仮置きするための保管場所を仮置場内に確保する。

(2) 平時

【廃棄物の種類毎の処理方法の検討】

- 可能な限り再生利用することを基本とし、廃棄物(選別後)の種類毎に処理方法を検討しておく。
- 焼却処理、最終処分は可能な限り既存の処理施設で行う。公共の処理施設で処理できないものは、民間事業者に処理を委託したり、県や東北地方環境事務所を通して県内又は県外での処理を要請する。広域処理の検討にあたっては、まずは県内処理を模索し、県内で処理できない場合には東北ブロック(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)内での処理を、東北ブロック内でも処理できない場合は東北ブロック外での処理を検討する。

【既存処理施設における災害廃棄物の処理可能量の推計】

- 既存処理施設(公共)の災害廃棄物の処理可能量は、図表6-1-1に示すとおりである。(災害廃棄物の処理可能量の推計方法は巻末資料を参照のこと。)

図表6－11 既存処理施設の災害廃棄物の処理可能量又は残余容量

区分	施設名称	処理可能量又は残余容量
焼却施設	伊達地方衛生処理組合ごみ焼却施設	5,150 t /年
粗大ごみ処理施設	伊達地方衛生処理組合粗大ごみ処理施設	289 t /年
最終処分場	伊達地方衛生処理組合一般廃棄物埋立処分地施設	30,319m ³

※焼却施設及び粗大ごみ処理施設は処理可能量を、最終処分場は残余容量を示す。

- 焼却施設の処理可能量は、5,150 t /年であり、処理期間を1年とした場合、処理可能量は5,150 tとなる。図表1－6に示したとおり、可燃物の発生量は132 tであることから、既存の公共の焼却施設だけで処理可能である。ただし、組合施設の処理可能量であるため、伊達地方衛生処理組合を構成する1市3町の可燃物の発生量を合計した場合、既存の公共の焼却施設だけでは処理量が不足すること考えられる。
- 粗大ごみ処理施設の処理可能量は、289 t /年であり、処理期間を3年とすると処理可能量は867 tとなる。図表1－6に示したとおり、粗大ごみがほとんどを占める片付けごみの発生量は1,913 tであることから、既存の公共の破碎施設だけでは処理量が不足することが想定される。
- 最終処分場の残余容量は、30,319m³である。図表1－6に示したとおり、不燃物の発生量は3,194 tであることから、比重を1.1 t /m³とすると2,904m³となり、全て埋め立てることができれば処理可能である。ただし、組合施設の処理可能量であるため、伊達地方衛生処理組合を構成する1市3町の不燃物の発生量を合計した場合、既存の公共の最終処分場だけでは残余容量が不足すること考えられる。
- 処理量が不足する場合には、図表2－6及び図表2－7で示した災害支援協定を活用して近隣自治体や民間事業者等の協力を求めるほか、状況によっては県を通じて県内市町村や他県に対して支援を要請する。また、最終処分場の逼迫状況を踏まえると、分別を徹底して埋立量の低減を図る他、不燃物のリサイクルを徹底するため、平時から処理先の検討を行っておく。

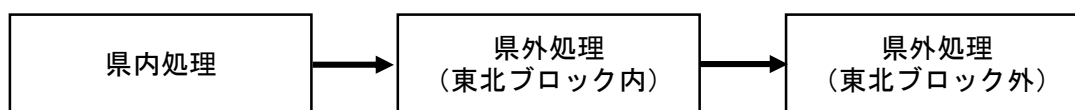
【処理フローの検討】

- 災害廃棄物の種類に応じた処理フローを作成する。

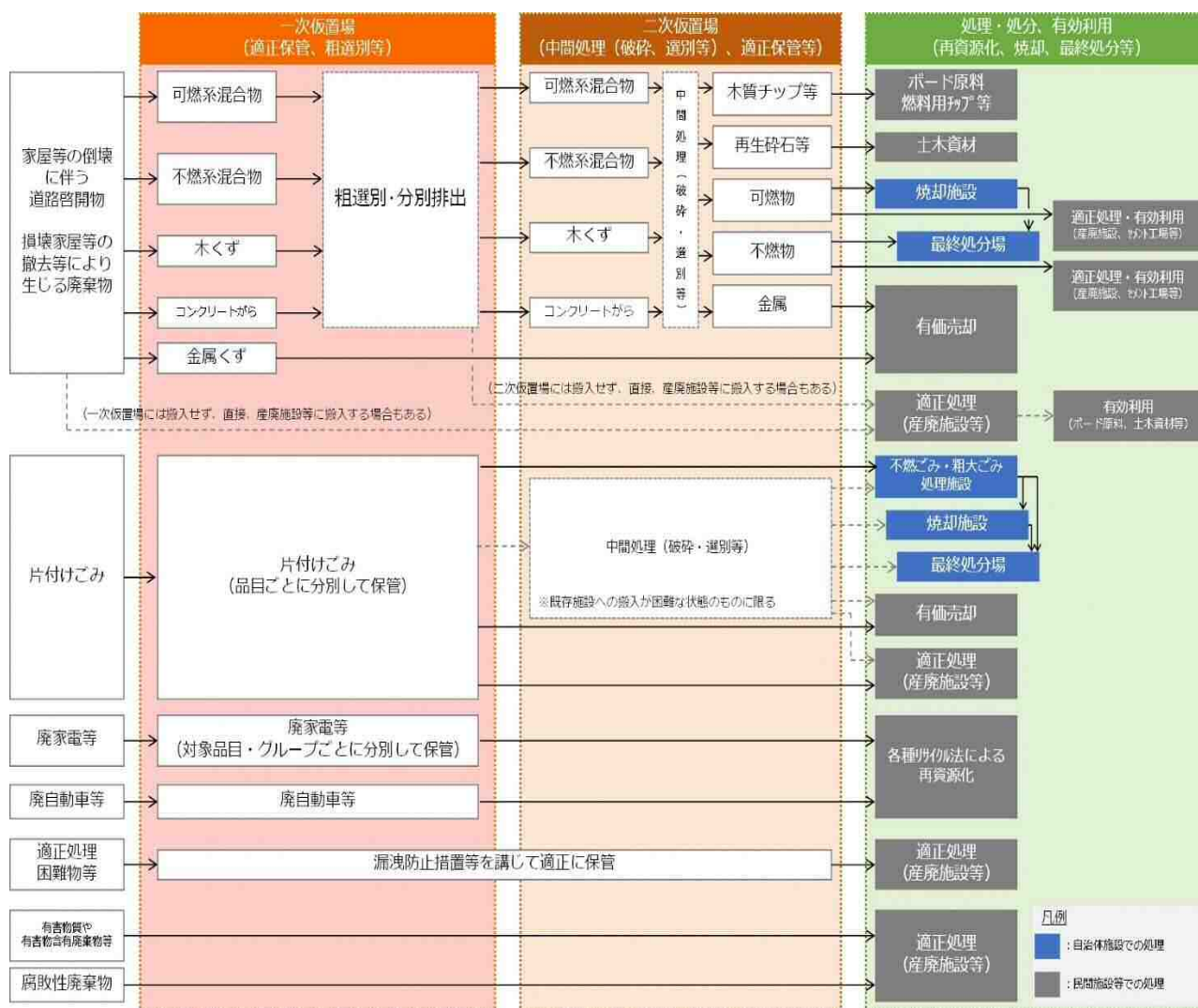
図表6-12(1) 災害廃棄物の処理フロー（二次仮置場を設置しない場合）



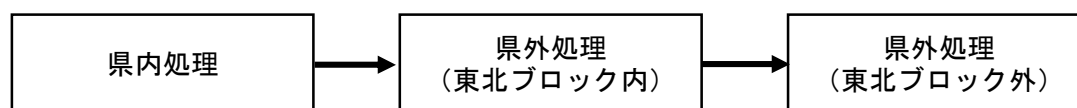
【広域処理の考え方】



図表6-13(2) 災害廃棄物の処理フロー（二次仮置場を設置する場合）



【広域処理の考え方】



第6節 適正処理が困難な廃棄物等への対応

生活環境の保全及び作業環境安全の観点から、適正処理が困難な廃棄物は他の災害廃棄物と分けて収集し、専門機関、専門処理事業者へ委託して適正に処理する。また、発災後に環境省から発出される事務連絡等を参考にして適切に対応する。

図表6-14(1) 適正処理が困難な廃棄物の取り扱いの留意点

項目	取り扱いの留意点等
PCB	○ PCB 含有の有無が確認できない場合を含め、回収後に他の廃棄物が混入しないよう区分する。 ○ 屋内保管、密閉容器内保管又はビニールシートで覆う等、飛散・流失・地下浸透しないような対策を施して保管する。 ○ 地震等で転倒しないように配慮する。
石綿含有廃棄物等	○ 廃石綿等については、特別管理産業廃棄物処分手業者に引き渡すに当たり、固化化、薬剤による安定化後、耐水材料による二重梱包を行う。
石膏ボード	○ 建築物に使用されている石膏ボードの中には、石綿、砒素、カドミウムといった有害物質が含まれる製品が一部存在するため、発覚した際は適切に処理・処分し、必要に応じて環境モニタリングを実施する。
ガスボンベ	○ ボンベの破裂に注意する。
消火器	○ 問合せや特定窓口の照会に、(株)消火器リサイクル推進センターが対応してもらえるよう、平時より協議・調整しておく。 ○ 被災後に発生する消火器のうち、一時的に泥中に埋まっていた消火器は使用時に内圧が詰まり破裂の危険性がある。 ○ エアゾール式消火具や外国製消火器は消火器回収システムの対象外となるため、スプレー缶等と同様に処理する。
肥料	○ 性質上、窒素、リン、カリウムの含有が多く、溶出防止策として遮水性フレコンバッグ等に入れて保管等を行う。
廃畳	○ 重ねて積み上げることで、発火することがある。 ○ 破碎・選別や積み上げが困難であることから、仮置場を広く占有することがあるため、可能な限り十分なスペースを確保する。
水産系廃棄物	○ 仮置場で腐敗することにより、ハエや蚊・ネズミが大量発生するため、災害時の廃棄物の山に殺虫剤・殺鼠剤や消石灰を散布する等の対策が必要である。 ○ 悪臭防止及び雨水による発酵を抑制するためにキャッピングシートを設置する場合がある。 ○ 埋設保管は、特に悪臭防止対策を重視し、プラスチック類等のこん包物を選別除去後、「腐敗した魚介類の悪臭防止対策について（公益社団法人におい・かおり環境協会）」等を参考に実施する。 ○ 水産系廃棄物から大量の汚水が発生し、浸出水処理施設の処理能力を大幅に超える場合もあるため、埋立処理にあたっては、浸出水処理設備の能力を勘案する必要がある。

図表6-14(2) 適正処理が困難な廃棄物の処理方法の例

項目	想定される処理ルート・留意点等
感染性廃棄物	<u>収集運搬における留意点</u> ○ 「感染性廃棄物」等と記されている容器、又はバイオハザードマークのついた容器は、容器をそのまま保管場所へ運搬する（容器を破損しないような方法で収集運搬する）。 ○ 注射針、点滴用の針、メス等の鋭利なものの取扱いは、手等を傷つけないように注意し、堅牢な容器、耐久性のあるプラスチック袋、フレコンバッグ等の丈夫な運搬容器に入れて運搬する。 <u>保管における留意点</u> ○ 保管場所には、感染性廃棄物の保管場所である旨表示する。 ○ 屋根のある建物内で保管するか、屋内の保管場所が確保できない場合には、防水性のビニールシートで全体を覆う（底面を含む）等、直射日光を避け、風雨にさらされず、感染性廃棄物が飛散、流出、地下浸透、腐食しないよう必要な対策を講じる。 ○ 他の廃棄物等が混入するおそれがないよう、仕切りを設ける等の措置を講じる。 ○ 感染性廃棄物は、焼却等の滅菌できる方法で処理することとなっているため、当該感染性廃棄物の適正な処理が可能となるまで保管する。

第7節 損壊家屋等の撤去等

(1) 災害時

【通行の支障や倒壊の危険がある建物等の撤去】

- 損壊家屋等は私有財産であるため、その撤去・処理・処分は原則として所有者が実施する。しかし、通行上の支障や現地調査による応急危険度判定の結果、倒壊の危険がある建物については、所有者の意思を確認した上で、適切な対応を行うものとする。なお、公共施設や大企業の建物の撤去についてはそれぞれの管理者の責任で実施する。

【体制の構築】

- 損壊家屋の撤去等には、設計・積算・現場管理等の知識が必要となることから、土木・建築職を含めた体制を構築する。
- 損壊家屋等の撤去等は、事業者にも業務委託する。

【申請方法の広報、申請窓口の設置】

- 損壊家屋の撤去等に係る申請方法を被災者に広報し、可能であれば災証明の発行拠点に損壊家屋等の撤去等申請窓口を設置する。

【損壊家屋等の解体】

- 災害の状況に応じて示される国の方針に基づき、損壊家屋の撤去又は解体を行う。過去に阪神・淡路大震災や東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第15号・

第19号において、国が特例の財政措置を講じ、半壊以上の建物の解体についても国庫補助の対象となった事例もある。

- 損壊家屋の撤去等の実施にあたっては、建物所有者の立会いを原則とする。
- 建物内に残存する貴重品や思い出の品等については、撤去等の前に所有者に引き渡す。
- 台帳等を利用して石綿の使用情報や危険物の混入状況等について、損壊家屋等の所有者等から情報を集約し、損壊家屋等の解体や災害廃棄物の撤去を行う関係者へ周知して、関係者へのばく露を防ぐ。
- 石綿については、大気汚染防止法、災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改定版）に基づき、適正に取扱うよう解体事業者に対し指導を徹底する。
- 高圧ガスボンベ（LPガス等）、フロン類が使用されている機器、太陽光発電設備、大型蓄電池等についても、損壊家屋等の撤去又は解体や災害廃棄物の撤去を行う関係者へ注意を促す。

（2）平時

- 財政担当や建設担当等と連携して、り災証明、解体申請、解体事業発注、解体状況の確認等の手順や手続きを整理するとともに、庁内の連携体制を整える。
- 損壊家屋等の撤去等の実施にあたっては、損壊家屋等の権利関係や正確な延床面積の把握等が必要となるため、り災証明書の発行業務と連携した体制を検討しておく。
- 石綿の使用状況について、公共施設の管理者等から情報を収集する。

図表6－15 石綿の飛散防止に関する注意点

木造	○ 結露の防止等の目的で吹付け材を使用している場合があるため、木造建築物においては、「浴室」「台所」及び「煙突回り」を確認する。 ○ 非飛散性であるが、屋根・天井・壁の成型板も確認する。
鉄骨造	○ 耐火被覆の確認を行う。 ○ 書面検査で石綿の不使用が確認されない場合、耐火被覆が施工されていれば鉄骨全面に施工されている可能性が高いので、棒等を使用して安全に配慮して試料採取・分析確認を行う。
鉄骨・鉄筋 コンクリート造	○ 機械室（エレベータ含む）、ボイラー室、空調設備、電気室等は、断熱・吸音の目的で、石綿含有吹付けの施工の可能性が高いので確認する。 ○ 外壁裏打ち、層間塞ぎ、パイプシャフト、エレベータシャフト、最上階天井裏等も注意する。
建築設備	○ 空調機・温水等の配管、煙突等の保温材・ライニング等を可能な範囲で把握する。

出典：「災害廃棄物対策指針」より作成

第8節 処理業務の進捗管理

(1) 災害時

【計量等の記録】

- 災害廃棄物の仮置場への搬入・搬出量を車両の台数や計量器で計量し、記録する。また、解体家屋数、処分量等を把握し、進捗管理を行う。（図表6－16参照）
- 災害廃棄物を仮置場から搬出する際は、管理伝票を用いて処理量、処理先、処理方法等を把握する。

図表6－16 記録の種類

仮置場の搬入・搬出 における記録	○ 搬入・搬出重量及び車両台数、搬出先等 ○ 車両の写真、日毎の作業員数・施工状況写真 ○ 災害廃棄物の集積面積・高さによる推計量の変化
処理における記録	○ 種類別処理方法別（焼却、リサイクル、最終処分）の処理前・処理後の数量

【処理の進捗管理】

- 処理の進捗管理に係る人員が不足する場合は、事業者への進捗管理業務の委託を検討する。

【災害報告書の作成】

- 災害廃棄物の処理と並行して、災害廃棄物処理に係る国庫補助（災害等廃棄物処理事業費補助金、廃棄物処理施設災害復旧事業）申請の準備を行う。
- 申請準備のため、「災害関係業務事務処理マニュアル」（令和4年4月改訂）を熟読する。
- 補助金の事務を円滑に進めるために、災害廃棄物の数量や仮置場の写真、作業日報（作業日、作業員数、重機種類・台数、運搬車両種類・台数等を記載）、事業費算出の明細等を整理する。
- 災害廃棄物処理に係る国庫補助の事務について必要な知識を有する職員を配置する。

(2) 平時

- 災害廃棄物処理に係る国庫補助申請で必要となる報告書の作成等について、必要な知識の習得に努める。

第7章 教育訓練

第1節 職員への教育訓練

本計画が災害時に有効に活用されるよう記載内容を職員に周知する。

また、災害時に速やかに行動できるよう、教育・訓練を定期的実施したり、国や県が実施する教育訓練に参加することで、災害対応力の向上を図る。なお、教育訓練によって得られた課題は、本計画の見直しに活用する。

【訓練、演習の方法（例）】

- 災害廃棄物処理計画の周知、読み合わせ
- セミナー、講演会、勉強会（過去の災害廃棄物処理の経験に学ぶ教訓、仮置場の管理に係る実務、災害廃棄物の処理方法、災害報告書作成・補助金交付申請事務に係る実務、災害廃棄物処理に係る関連法令等）
- 情報伝達訓練
- 図上演習、机上演習

第2節 経験の継承

初動期から復旧・復興期までの災害廃棄物の処理を記録し、経験を継承することにより、今後の災害に備え、災害時の円滑かつ迅速な対応に活かす。

第8章 災害廃棄物対策の推進・計画の進捗管理

平時から災害廃棄物処理に係る備えを進め、県・他市町村・事業者・市民の連携により災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を通じて早期の復旧・復興につなげるとともに、環境負荷の低減、経済的な処理を実現する。

(1) 災害廃棄物処理計画による実行性の向上

- 本計画を通じて市内及び県、他市町村、事業者、市民とともに災害への備えの重要性を共有し、それぞれの行動につなげるよう働きかける。

(2) 情報共有と教育・訓練の実施

- これまでの災害廃棄物処理の経験を継承し、経験を活かしていくことで、今後の災害廃棄物処理に係る対応力の向上につなげる。
- 県、他市町村、事業者等の関係者との情報共有・コミュニケーションを図り連携を強化するとともに、目的に応じた効果的な教育・訓練を定期的を実施する。

(3) 進捗管理・評価による課題の抽出

- 災害廃棄物処理に備えた体制を構築していくため、県や事業者その他の関係機関・関係団体との連絡を密にする。教育・訓練履修者の数や仮置場の候補地の選定等の進捗状況を毎年確認するとともに、県等と課題を共有し、評価・検討を通じて対応能力の向上を図る。
- 初動期から復旧・復興期までの行動を記録し、災害廃棄物処理における課題を抽出する。

(4) 災害廃棄物処理計画の見直し

- 本計画の実行性を高めるため、下記に該当する場合は、計画の見直しの必要性を検討し、適宜改定を行う。

【本計画の見直しを行う場合】

- 川俣町地域防災計画や被害想定が修正された場合
- 関係法令（災害対策基本法、廃棄物処理法等）や関連計画、対策指針が改正された場合
- 災害廃棄物処理の教訓や課題、対策事例等の情報を収集し、改善点が見られた場合
- 教育・訓練を通じて、本計画の内容に改善点が見られた場合
- 災害廃棄物処理に関する市町村間の協定や事業者との協定等の内容及び実効性を確認し、見直しが必要と判断された場合
- その他本計画の見直しが必要と判断された場合

巻末資料

資料1 災害廃棄物等の発生量の推計方法

1 損壊家屋等の撤去等に伴い生じる災害廃棄物の発生量の推計方法

(1) 推計式

災害廃棄物発生量 | 全体

$$= 1 \text{ 棟当たりの発生原単位 (木造)} \times \text{被害棟数 (全壊、半壊、焼失)}$$
$$+ 1 \text{ 棟当たりの発生原単位 (非木造)} \times \text{被害棟数 (全壊、半壊、焼失)}$$

災害廃棄物発生量 | 種類別

$$= (\text{災害廃棄物の発生量 (木造)} + \text{災害廃棄物の発生量 (非木造)}) \times \text{可燃物種類組成}$$
$$+ (\text{災害廃棄物の発生量 (木造)} + \text{災害廃棄物の発生量 (非木造)}) \times \text{不燃物種類組成}$$
$$+ (\text{災害廃棄物の発生量 (木造)} + \text{災害廃棄物の発生量 (非木造)}) \times \text{コンガラ種類組成}$$
$$+ (\text{災害廃棄物の発生量 (木造)} + \text{災害廃棄物の発生量 (非木造)}) \times \text{金属くず種類組成}$$
$$+ (\text{災害廃棄物の発生量 (木造)} + \text{災害廃棄物の発生量 (非木造)}) \times \text{木くず種類組成}$$
$$+ (\text{災害廃棄物の発生量 (木造)} + \text{災害廃棄物の発生量 (非木造)}) \times \text{その他種類組成}$$

(2) 設定数値

○建物被害棟数（福島盆地西縁断層帯地震）

区分	被害棟数（棟）
木造	105
非木造	4
消失	0
合計	109

出典：「福島県災害廃棄物処理計画_資料編」（令和３年３月、福島県）８頁

○災害廃棄物量の発生源単位

区分	発生量（t／棟、世帯）
全壊	117.0
半壊	23.0
火災消失（木造）	78
火災消失（非木造）	98
床上浸水	4.6
床下浸水	0.6

出典：「福島県災害廃棄物処理計画」（令和３年３月、福島県）２２頁

○１棟当たりの災害廃棄物量の種類別組成

区分	種類別組成（％）					
	可燃物	不燃物	コンガラ	金属	柱角材	その他
木造（地震）	1.0	26.0	51.0	1.0	18.0	3.0
非木造（地震）	2.0	0.0	93.0	3.0	0.0	2.0
火災	0.0	0.0	38.6	3.9	0.1	57.4

出典：「福島県災害廃棄物処理計画_資料編」（令和３年３月、福島県）２頁

(3) 推計結果

- 損壊家屋等の撤去等に伴い生じる廃棄物が約 12,753 t 発生する。これは平時の一般廃棄物排出量（約 3,816 t）の約３年分（令和３年度比）となる。
- 「不燃物」の発生量は約 3,194 t であり、平時の不燃物排出量（約 153 t）の約 20 年分（令和３年度比）となるため、最終処分場等の処理先が逼迫することが想定される。
- 「コンクリートがら」は町内全域で約 6,701 t 発生するため、再生利用及び処理が課題となる。

巻末図表 1 災害廃棄物の発生量の推計結果

単位：t

可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属くず	木くず 木材	その他	合 計
132	3,194	6,701	137	2,211	378	12,753

2 片付けごみの発生量の推計方法

(1) 推計式

片付けごみの発生量

＝災害廃棄物の発生量×片付けごみの割合（15％）

(2) 設定数値

○片付けごみの割合：15％

出典：「熊本地震による被害の実態及び災害廃棄物処理の現状と課題」（平成 29 年 7 月、熊本県）

(3) 推計結果

- 片付けごみを粗大ごみと想定すると、粗大ごみが約 1,913 t 発生する。粗大ごみは平時の発生量（約 314 t）に比べて約 6 年分（令和 3 年度比）となるため、その円滑かつ迅速な処理が課題となる。
- 片付けごみは発災直後や避難者の帰宅等の時期に集中的に排出されることが想定されるため、仮置き・収集運搬方法に留意する必要がある。

3 避難所ごみの発生量の推計方法

(1) 推計式

$$\text{避難所ごみ発生量 (t/日)} = \text{避難者数 (人)} \times \text{発生原単位 (t/人・日)}$$

(2) 設定数値

○避難者数（福島盆地西縁断層帯地震）：1,555 人

出典：「福島県地域防災計画（地震・津波災害対策編）」（令和 3 年、福島県）19 頁

○発生原単位

令和 3 年度川俣町 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量：0.000844 t/人・日

出典：「一般廃棄物実態調査_ごみ」（令和 3 年、環境省）

巻末図表 2 町民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量（粗大ごみを除く）

	令和 3 年度
総人口（人）	12,718
家庭系ごみ排出量（t/年）	3,816
町民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量（g/人・日）	844

※注）粗大ごみ以外の家庭系ごみを対象とし、令和 3 年度の収集実績をもとに設定。

(3) 推計結果

- 避難所ごみが発災数日後で 1 日約 1.3 t 発生する。平時の家庭系ごみ（粗大ごみを除く）の排出量（約 1.2 t）と同程度である。

巻末図表 3 避難所ごみの発生量の推計結果

避難所ごみの発生量（t/日）
1.3

※発災から数日後の発生量を示す。

4 し尿の発生量の推計方法

(1) 推計式

避難所のし尿発生量

＝ 避難所におけるし尿発生推計量 (L/日)

＝ 仮設トイレ必要人数 (避難所避難者) (人) × 1 人 1 日当たりし尿排出量 (1.7L/人・日)

(2) 設定数値

○避難者数 (福島盆地西縁断層帯地震) : 1,555 人

出典 : 「福島県地域防災計画 (地震・津波災害対策編)」 (令和 3 年、福島県) 19 頁

○し尿の収集頻度 : 3 日毎

出典 : 「福島県災害廃棄物処理計画」 (令和 3 年 3 月、福島県) 40 頁

○仮設トイレ平均的容量 : 400 L

出典 : 「福島県災害廃棄物処理計画」 (令和 3 年 3 月、福島県) 40 頁

(3) 推計結果

- し尿収集必要量が発災数日後で 2.6 kL/日発生する。これは、平時のし尿処理量 (約 4.3 kL/日) の約 6 割に及ぶため、その円滑かつ迅速な処理が課題となる。
- 発災直後は、断水や避難者の集中により仮設トイレが不足する可能性が高い。
- し尿収集はバキュームカー等の専用車両で行うため、車両台数の不足や平時と異なる収集運搬ルート等が課題となる。

巻末図表 4 し尿収集必要量の推計結果

し尿収集必要量 (kL/日)
2.6

※発災から数日後の収集必要量を示す。

資料2 災害廃棄物の処理可能量の推計方法

1 焼却施設

(1) 推計式

$$\text{災害廃棄物の処理可能量} = 5,150 \text{ t/年}$$

災害廃棄物の処理可能量（t/年）

$$= \text{日処理能力（t/日）} \times \text{年間稼働可能日数（日/年）} - \text{年間処理実績（t/年）}$$

(2) 設定数値

○日処理能力：150 t/日

出典：「伊達地方衛生処理組合令和3年度決算統計データ」（令和4年9月）

○年間稼働可能日数：280 日/年

出典：「ごみ処理施設整備の計画・設計要領（2017改訂版）」（社団法人全国都市清掃会議）

○年間処理実績：36,850 t/年

出典：「伊達地方衛生処理組合令和3年度決算統計データ」（令和4年9月）

(3) 推計結果

- 災害廃棄物の処理可能量の推計結果は巻末図表5に示すとおりである。
- 処理量が不足する場合には、本編の図表2-6及び図表2-7で示した災害支援協定を活用して近隣自治体の協力を求める他、状況によっては県を通じて他県への広域処理や産業廃棄物処理事業者に対して支援を要請する。

巻末図表5 焼却施設の災害廃棄物の処理可能量

施設名称	処理可能量（t/年）
伊達地方衛生処理組合ごみ焼却施設	5,150

2 粗大ごみ処理施設（破碎施設）

（1）推計式

$$\text{災害廃棄物の処理可能量} = 289 \text{ t/年}$$

災害廃棄物の処理可能量（t/年）

$$= \text{日処理能力（t/日）} \times \text{年間稼働可能日数（日/年）} - \text{年間処理実績（t/年）}$$

（2）設定数値

○日処理能力：19.7 t/日

出典：「伊達地方衛生処理組合令和3年度決算統計データ」（令和4年9月）

○年間稼働可能日数：280 日/年

出典：「ごみ処理施設整備の計画・設計要領（2017改訂版）」（社団法人全国都市清掃会議）

○年間処理実績：5,227 t/年

出典：「伊達地方衛生処理組合令和3年度決算統計データ」（令和4年9月）

（3）推計結果

- 災害廃棄物の処理可能量の推計結果は巻末図表6に示すとおりである。
- 本編の図表1－6に示したとおり、粗大ごみ及び不燃ごみの発生量は約5,107（1,913＋3,194）tであることから、処理期間を3年とした場合、既存の公共の破碎施設だけでは処理量が不足することが想定される。
- 処理量が不足する場合には、本編の図表2－6及び図表2－7で示した災害支援協定を活用して近隣自治体の協力を求める他、状況によっては県を通じて他県への広域処理や産業廃棄物処理事業者に対して支援を要請する。

巻末図表6 破碎施設の災害廃棄物の処理可能量

施設名称	処理可能量（t/年）
伊達地方衛生処理組合粗大ごみ処理施設	289

3 最終処分場

- 下記のとおり、最終処分場の残余容量は、30,319m³である。本編の図表1－6に示したとおり、不燃物の発生量は3,194tであることから、比重を1.1t/m³とする2,904m³となり、全て埋め立てることができれば処理可能である。
- しかし、最終処分場の逼迫状況を踏まえると、災害廃棄物として発生した不燃物を全て埋め立てるのではなく、分別を徹底して埋立量の低減を図る他、不燃物のリサイクルを徹底するため、平時から処理先の検討を行っておく。

巻末図表 7 破碎施設の災害廃棄物の処理可能量

施設名称	残余容量 (m ³)
伊達地方衛生処理組合一般廃棄物埋立処分地施設	30,319

出典：「伊達地方衛生処理組合令和3年度決算統計データ」（令和4年9月）

資料3 一次仮置場の必要面積の算定方法

一次仮置場の必要面積は、「処理スケジュールを考慮した面積の算定方法」を用いて算定した。

「処理スケジュールを考慮した面積の算定方法」とは、想定する処理スケジュールに基づく災害廃棄物の仮置場への搬入量及び仮置場からの搬出量から仮置量を推計して必要面積を算定する方法である。すなわち、仮置場では災害廃棄物の搬入と搬出が並行して行われることから、搬入量と搬出量の差に相当する量を保管できる面積として求めるという考え方である。仮置場における災害廃棄物の搬入・搬出を考慮した方法であり、より実態に近い必要面積の算定を行う方法である。

(1) 必要面積の算定式

$$\text{面 積} = \text{仮置量} \div \text{見かけ比重} \div \text{積み上げ高さ} \times (1 + \text{作業スペース割合})$$

仮置量＝災害廃棄物の搬入量－搬出量

搬入量 : 搬入スケジュールに基づき設定

搬出量 : 搬出スケジュールに基づき設定

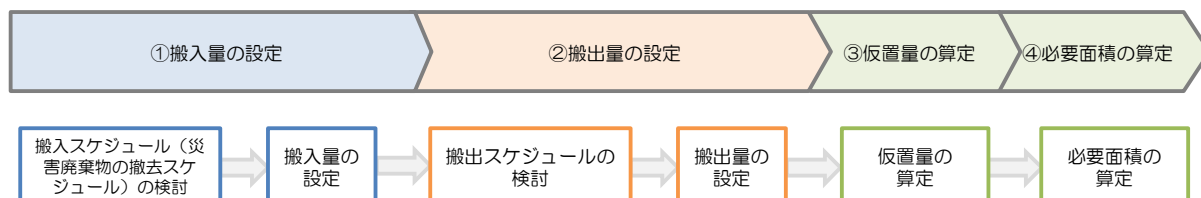
見かけ比重 : 可燃物 0.4 (t/m³)、不燃物 1.1 (t/m³)

積み上げ高さ : 5m

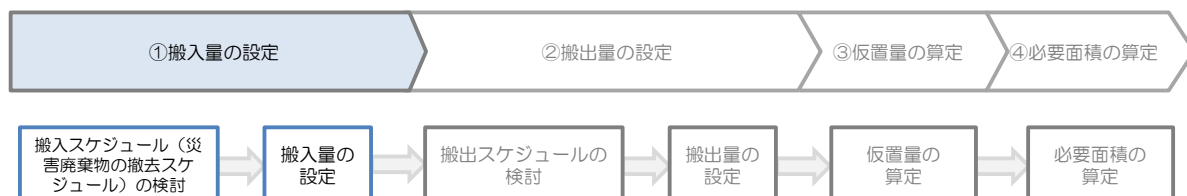
作業スペース割合 : 100%

(2) 必要面積の算定手順

仮置場の必要面積は、「①搬入量の設定」⇒「②搬出量の設定」⇒「③仮置量の算定」⇒「④必要面積の算定」の手順で算定した。



①搬入量の設定



【搬入スケジュールの検討】

- 片付けごみの搬入開始時期や終了時期、建物撤去（必要に応じて解体）の開始時期や終了時期を設定した。

設定した搬入スケジュール

- 発災直後から片付けごみの排出が開始され、4か月目で終了する計画とした。
- 発災5か月目から本格的に建物撤去（必要に応じて解体）を開始する計画とした。
- 発災から 18 か月目で建物撤去（必要に応じて解体）を概ね終了する計画とした。

【搬入量の設定】

- 上記で設定した搬入スケジュールに基づき、片付けごみ・解体がれきの発生量（可燃物、不燃物）をそれぞれの搬入期間で除することで、月毎の搬入量を算定した。また後段で仮置量を算定するために累積搬入量を算定した。片付けごみや解体がれきの搬入量を日毎・月毎に予測することができれば、より実態に近い必要面積の算定が可能となるが、発災前や発災直後から日毎・月毎の搬入量を予測することは難しい。そのため、ここでは毎月、均等に災害廃棄物が仮置場へ搬入される（片付けごみは発災 1 か月目から 4 か月目まで、解体がれきは発災 5 か月目から 18 か月目まで均等に搬入される）ものと仮定して搬入量を設定した。

巻末図表 8 搬入される災害廃棄物

区分	災害廃棄物の種類		発生量（t）
損壊家屋等の撤去等に伴い生じる廃棄物	可燃物	可燃物	132
		木くず・木材	2,211
	不燃物	不燃物	3,194
		コンクリートがら	6,701
		金属くず	137
片付けごみ	可燃物		459
	不燃物		1,454
合計	可燃物		2,802
	不燃物		11,486

※損壊家屋等の撤去等に伴い生じる廃棄物には、片付けごみは含まない。

※）片付けごみの可燃物・不燃物の割合の設定根拠

「熊本地震による被害の実態及び災害廃棄物処理の現状と課題」（平成 29 年 7 月 26 日、熊本県）に掲載されている情報（下表）より、片付けごみの可燃物（木くず・木材、可燃物）は約 24％（＝（45+68）/471×100）と、不燃物は約 76％と設定した。

巻末図表 9 片付けごみの可燃物・不燃物の割合の設定根拠

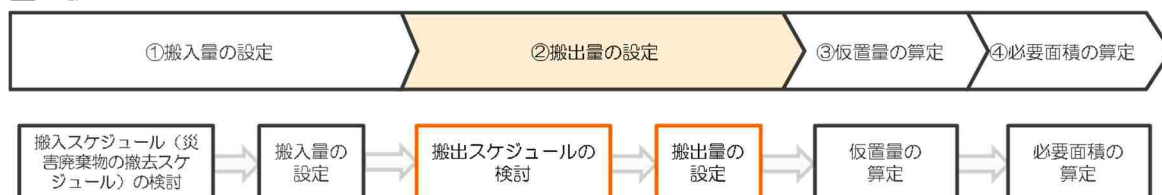
種類別発生推計量	処理実績 又は発生 推計量	コンクリート がら	木くず	金属くず	その他(残材等)			
					混合廃棄 物(埋立)	可燃物	瓦類等	その他
H28.4～H28.8 処理実績 (千トン)	471	137	45	4	153	68	45	18
割合(%)	100.0%	29.1%	9.6%	0.9%	32.4%	14.5%	9.6%	3.8%
H28.9～H30.3 推計量 (千トン)	2,422	1,233	411	9	263	63	252	190
割合(%)	100.0%	50.9%	17.0%	0.4%	10.9%	2.6%	10.4%	7.9%
合計 (千トン)	2,893	1,371	456	14	416	131	297	208
割合(%)	100.0%	47.4%	15.7%	0.5%	14.4%	4.5%	10.3%	7.2%

(注) 小数点以下の四捨五入の関係で合計が合わない箇所がある。

29

出典：「熊本地震による被害の実態及び災害廃棄物処理の現状と課題」（平成 29 年 7 月 26 日、熊本県）

②搬出量の設定



【搬出スケジュールの検討】

- 処理先への搬出スケジュールを設定した。

設定した搬出スケジュール

- 処理目標は 2 年とした。
- 処理先へ搬出できるものは発災直後からでも順次、処理先へ搬出するものとした。
- 片付けごみは発災から 5 か月目までに仮置場から搬出を終了する計画とし、解体がれきは 5 か月目から 20 か月目までに仮置場からの搬出を終了する計画とした。
- 残り 4 か月で仮置場の現状復旧を行う計画とした。

【搬出量の設定】

- 上記で設定した搬出スケジュールに基づき、片付けごみは処理期間 5 か月、解体がれきは処理期間 16 か月にわたって毎月均等量を搬出すると仮定して、組成別（可燃物、不燃物）発生量を搬出期間で除することにより月毎の搬出量を設定した。また後段で仮置量を算定するために累積搬出量を算定した。

③仮置量の算定

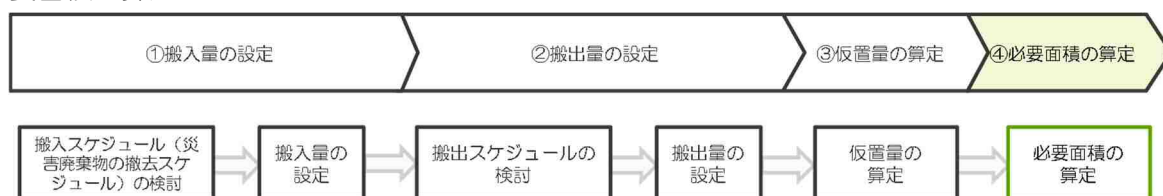


【仮置量の算定】

- 「①搬入量の設定」及び「②搬出量の設定」で設定した累積搬入量及び累積搬出量から、月別仮置量を算定した。仮置量は災害廃棄物の種類毎（可燃物、不燃物）に算定した。

$$\text{仮置量} = \text{累積搬入量} - \text{累積搬出量}$$

④必要面積の算定



【必要面積の算定】

- 「③仮置量の算定」で設定した仮置量をもとに、冒頭で示した推計式により必要面積を算定した。必要面積は災害廃棄物の種類毎に算定し、種類毎の必要面積を合算することで全体の必要面積とした。
- 迅速な災害廃棄物対応のためには最大面積を事前に確保しておくことが重要であるが、平時や発災直後から最大面積を確保しておくことが困難な場合は、月毎の必要面積の算定値を参考に段階的に確保していく。

巻末図表 10 仮置場の候補地リスト

No.	名称	所管	敷地面積	有効面積	他の用途指定
1	西部工業団地	政策推進課	2.8 ha	2.0 ha	なし
2	旧山木屋中学校グラウンド	財政課	1.6 ha	0.8 ha	なし
合計			4.4 ha	2.8 ha	—

資料4 一次仮置場の設置・管理・運営に必要な資機材

※本資料の出典（写真を含む）：「必要資機材」（災害廃棄物対策指針 技術資料 技 17-1）

区分	主な資機材リスト	用途	必須	必要に応じて
設置	敷鉄板、砂利	大型車両の走行、ぬかるみ防止		○
	マグネット付のバックホウ等	敷鉄板の敷設		○
	出入口ゲート、チェーン、南京錠	保安対策（進入防止）、不法投棄・盗難等の防止	○	
	案内板、立て看板、場内配置図、告知看板	運搬車両の誘導、災害廃棄物の分別区分の表示、お知らせ・注意事項の表示等	○	
	コーン標識、ロープ	仮置き区域の明示、重機の可動範囲・立ち入り禁止区域の明示等の安全対策		○
	受付	搬入受付	○	
処理	フォーク付のバックホウ等	災害廃棄物の粗分別、粗破碎、積み上げ、搬出車両の積み込み	○	
	マグネット、スケルトン			○
	移動式破碎機	災害廃棄物の破碎		○
	運搬車両（パッカー車、平ボディ車、大型ダンプ、アームロール車等）	災害廃棄物の搬入・搬出	○	
作業員	保護マスク、めがね、手袋、安全（長）靴、耳栓	安全対策、アスベスト吸引防止	○	
	休憩小屋（プレハブ等）、仮設トイレ	職員のための休憩スペース、トイレ		○
	クーラーボックス	職員の休憩時の飲料水の保管		○
管理	簡易計量器	災害廃棄物の搬入・搬出時の計量		○
	シート	土壌汚染の防止、飛散防止		○
	仮囲い	飛散防止、保安対策、不法投棄・盗難防止、騒音低減、景観への配慮		○
	飛散防止ネット	飛散防止		○
	防塵ネット	粉じんの飛散防止		○
	タイヤ洗浄設備、散水設備・散水車	粉じんの飛散防止		○
	発電機	電灯や投光機、水噴霧のための電力確保、職員の休憩スペースにおける冷暖房の稼働用		○
	消臭剤	臭気対策		○
	殺虫剤、防虫剤、殺鼠剤	害虫対策、害獣対策		○
	放熱管、温度計、消火器、防火水槽	火災発生防止（堆積物内部の放熱・温度・一酸化炭素濃度の測定）		○
	掃除用具	仮置場その周辺の掃除（美観の保全）		○

【設置】

・敷鉄板、砂利

重機での作業や大型車両が走行できるよう、またぬかるみを防止するため、敷鉄板や砂利等を敷設する。



・マグネット付のバックホウ等

敷鉄板を車両から吊り下げて荷下ろしし、地面へ敷設する。仮置場における金属の分別にも利用する。



・出入口ゲート、チェーン、南京錠

保安対策（侵入防止）、不法投棄の防止、盗難防止を目的に、仮置場出入口にゲートを設け、人や車両の出入りを管理する。夜間はゲートを閉め施錠する。



・案内板、立て看板、場内配置図、告知看板

運搬車両の誘導、災害廃棄物の分別区分、場内の配置及びお知らせ、注意事項などを表示するため、案内板や立て看板、場内配置図、告知看板を設置する。



- ・コーン標識、ロープ

廃棄物を種類別に仮置きする区域及び車路等を示す。また仮置場での事故防止のため、重機の稼働範囲をコーンで囲うなど、立ち入り禁止区域を設けて、安全管理を徹底する。

- ・受付（受付用紙等の備品を含む）

住民等が一次仮置場へ災害廃棄物を搬入する際に受け付けるための設備。簡易なテントを設置する場合や、スペースの状況によっては受付職員を配置するのみの場合もある。受付を効率的に行える形式とする。



【処理】

- ・フォーク付のバックホウ等

廃棄物の粗分別や粗破碎、積み上げ、搬出車両へ積み込み等を行う。



- ・マグネット、スケルトン（写真はスケルトン）

バックホウやショベルカーなどのアーム（腕のように伸びた部分）の先端に取り付けるアタッチメント。マグネットは金属の分別に利用する。スケルトンは、バケットで底板部がマス目状になっているもの。土砂中の岩石の選別、セメントのかく拌などに使用される。



- ・移動式破碎機

処理先の要望に応じて、木くず・木材やコンクリートがら等を一定の大きさに破碎する。一次仮置場に設置したほうが効率的・処理しやすい場合等、必要に応じて設置する。



- ・運搬車両

(パッカー車、平ボディ車、大型ダンプ、アームロール車等)

仮置場へ災害廃棄物を搬入する。

処理先へ災害廃棄物を搬出する。

アームロール車は荷台をコンテナ替わりに使うことも可能である。



【作業員】

- ・保護マスク、めがね、手袋、安全（長）靴、耳栓

仮置場の作業員は、アスベスト吸引防止のための保護マスク（国家検定合格品）や、安全対策（有害廃棄物、危険物対策、騒音対策）としてめがね、手袋、安全（長）靴（踏み抜き防止）、耳栓（必要に応じて）を装着して作業を行う。



- ・休憩小屋（プレハブ等）、仮設トイレ

一次仮置場へ配置された職員や作業員が昼食をとったり休憩するためのスペース。一次仮置場の近傍にトイレがない場合は、仮設トイレを設置する必要がある。仮置場の規模等を勘案し、必要に応じて設置する。



- ・クーラーボックス

休憩時の飲料水を保管するため、必要に応じて準備する。

【管理】

- ・簡易計量器

災害廃棄物の受入、選別後物の搬出時に計量を行うための設備。一次仮置場に設置したほうが管理しやすい場合等、必要に応じて設置する。



簡易計量器

- ・シート

有害廃棄物や危険物等の保管場所の土壌汚染を防止するため、シートを設置してから廃棄物を仮置きする。また、降雨により内容物が漏出する懸念があるものについては、ブルーシート等で覆う（可能ならば倉庫等に収容）等の対策を行う。また強風等による飛散防止にも活用できる。



- 仮囲い

廃棄物の飛散防止や保安対策（外部からの侵入防止）、不法投棄や盗難防止のため、敷地の周囲に設置する。必要に応じて、仮囲い上部に防塵ネットを設置する。人家等に近接する場合には、騒音の低減や景観に配慮する。



- 飛散防止ネット

廃棄物の飛散防止を目的に設置する。



- 防塵ネット

廃棄物の飛散防止や粉じん対策として設置する。



- タイヤ洗浄設備、散水設備、• 散水車

処理施設から場外への粉じんの飛散防止、運搬車両からの粉じんの飛散防止対策として、運搬車両のタイヤに付着した土を洗い流すための洗浄設備を設置する。また搬出入道路や場内道路に散水したり、ロードスウィーパー等により清掃する。



- 発電機

電気が通っていない場所に仮置場を設置する場合、電灯や投光機、水噴霧の電力を確保するため、必要に応じて設置する。また休憩スペースにおける冷暖房の稼動用（猛暑・寒波対策）に必要なに応じて設置する。



- 消臭剤

臭気対策として、悪臭の発生源に対して消臭剤を散布する。



- 殺虫剤、防虫剤、殺鼠剤

害虫として、必要に応じて害虫の発生する箇所に殺虫剤、防虫剤を散布する。

また害獣対策として、必要に応じてねずみ駆除を実施する。



※災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策については、公益社団法人日本ペストコントロール協会、一般財団法人日本環境衛生センター及び公益財団法人におい・かおり環境協会などに相談ができる。

- 放熱管、温度計、消火器、防火水槽

堆積物内部の放熱のため放熱管を設置したり、可燃物内の温度や一酸化炭素濃度の測定を行うことで、廃棄物の火災を防止する。また万一、火災が発生した場合に備え、消火器や防火水槽を設置する。



- 掃除用具

仮置場及びその周辺の美観の保全を目的に、準備した掃除用具で掃除する。

資料5 災害廃棄物関係補助金

巻末図表 11 災害等廃棄物処理事業費補助金

1. 目的

暴風、洪水、高潮、地震、台風等その他の異常な天然現象による被災及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町村等が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用について、「災害等廃棄物処理事業費補助金」により被災市町村を財政的に支援することを目的。（タイトルの「等」は災害起因以外の漂着被害を指す。）

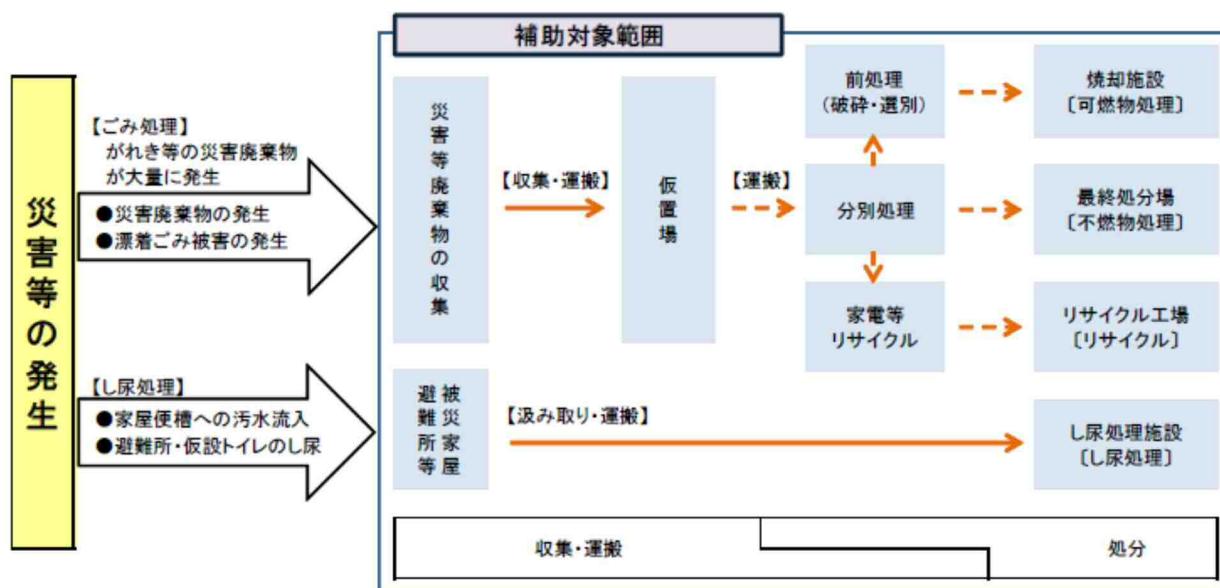
2. 事業主体

市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）

3. 対象事業

- 市町村が災害（暴風、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な天然現象により生ずる災害）その他の事由（災害に起因しないが、海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条に定める海岸保全区域以外の海岸における大量の廃棄物の漂着被害）のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業。
- 災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業。
- 特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等のし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく避難所の開設期間内のもの。

【災害等廃棄物処理事業の業務フロー】



4. 要件

事業費総額が指定市で 80 万円以上、市町村で 40 万円以上であること

5. 補助率

1 / 2

各年度の補助対象事業に係る「実支出額」と各年度の「総事業費」から「寄付金・その他収入額」を差し引いた金額とを比較していずれか少ない方の額が国庫補助対象事業費となる。

「実支出額」

－「寄付金・その他収入」 いずれか安価 ＝ 国庫補助対象事業費

「総事業費」

1,000 円未満切り捨て

6. その他

本補助金の補助うら分に対し、8 割を限度として特別交付税の措置がなされ、実質的な市町村等の負担は 1 割程度となる。

【総事業費と補助金額、特別交付税措置の負担割合のイメージ】

総事業費		
国庫補助対象事業費＝100		対象外 ＝ α
国庫補助率1/2＝50	補助うら8割(特別交付税) ＝ $50 \times 0.8 = 40$	市町村負担 ＝ $10 + \alpha$

※「補助率 1 / 2、補助うら 8 割」は国庫補助対象事業費を 100 としてのものである。

出典：「災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）」（平成 26 年 6 月）

「市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き」（平成 30 年 3 月、環境省東北地方環境事務所・関東地方環境事務所）

巻末図表 12 廃棄物処理施設災害復旧事業

1. 目的

災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧すること及び応急復旧する。

2. 事業主体

地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、一部事務組合、広域連合を含む）、廃棄物処理センター・PFI 選定事業者・広域臨海環境整備センター、日本環境安全事業株式会社※産業廃棄物処理施設、PCB 廃棄物処理施設の被害にあっては環境省環境再生・資源循環局環境再生施設整備担当参事官付ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室、広域廃棄物埋立処分場の被害にあっては同企画課において実地調査等を担当する。

3. 対象事業

災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧すること及び応急復旧事業。

4. 補助率

1 / 2

各年度の補助対象事業に係る「実支出額」と各年度の「総事業費」から「寄付金・その他収入額」を差し引いた金額と比較していずれか少ない方の額が国庫補助対象事業費となる。

「実支出額」

－「寄付金・その他収入」 いずれか安価 ＝ 国庫補助対象事業費

「総事業費」

1,000 円未満切り捨て

5. その他

地方負担分に対して起債措置がなされた場合、元利償還金について普通交付税措置（元利償還金の 47.5%（財政力補正により 85.5%まで））

出典：「災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）」（平成 26 年 6 月）

「市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き」（平成 30 年 3 月、環境省東北地方環境事務所・関東地方環境事務所）

川俣町災害廃棄物処理計画

発行 令和5（2023）年9月

編集 川俣町 町民税務課

〒960-1492

住所 福島県伊達郡川俣町字五百田30

TEL: 024-566-2111 FAX: 024-566-2438

E-mail: chozei@town.kawamata.lg.jp
